

令和6年1月31日

尼崎市環境審議会

資料2

尼崎市
Amagasaki City



環境と調和して暮らし、働くまち あまがさき

尼崎市 環境基本計画

令和6年3月
尼崎市

(空白)

目次

第1章 基本的事項	1
1 本計画の基本的事項	1
第2章 環境を取り巻く状況の変化・環境に関する取組状況.....	2
1 環境を取り巻く状況の変化	2
2 環境に関する取組状況（前計画における取組状況の振り返り）	6
第3章 目指す環境像	15
第4章 目指す環境像の実現に向けた取組	16
1 目標体系	16
2 目標・指標・方針・施策	16
目標1 脱炭素社会の構築	17
目標2 循環型社会の構築	19
目標3 自然共生社会の構築	21
目標4 安全で快適な生活環境の保全	23
目標5 経済のグリーン化	25
目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大.....	27
第5章 計画の推進	29
1 市民・事業者・市の役割と責務	29
2 計画の進捗管理	30
資料編	31
1 尼崎市の概況	31
2 環境の現状	38

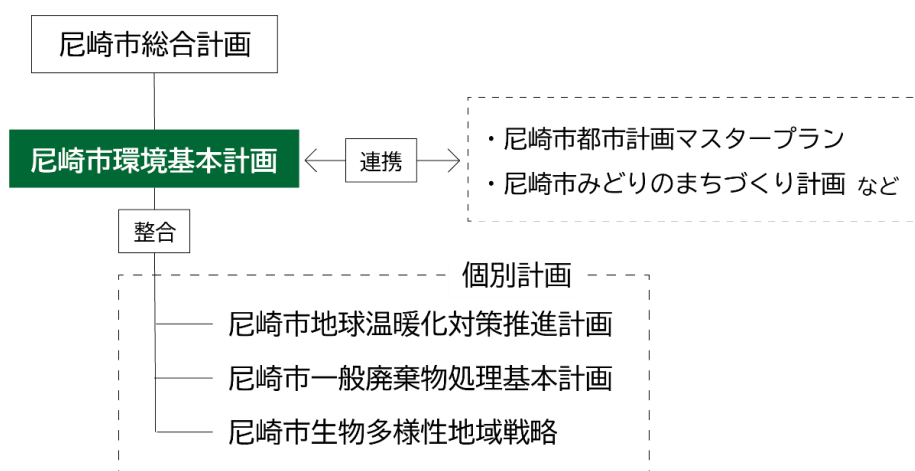
※図表中のSは「昭和」、Hは「平成」、Rは「令和」を示します。

第1章 基本的事項

1 本計画の基本的事項

(1) 位置付け

- ・ 尼崎市の環境をまもる条例第6条に基づき「良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として策定します。
- ・ 国・兵庫県における上位計画や市内における関連計画と連携・整合を図りつつ、尼崎市における最上位計画である尼崎市総合計画における「ありたいまち」を環境面から実現するものです。



(2) 対象とする区域

尼崎市全域

(3) 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間を計画期間とし、中間年次（令和10年度（2028年度））には取組の点検・評価を実施するとともに、環境を取り巻く状況の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(4) 計画の対象とする主な環境

地球環境	地球の温暖化、資源の有効活用 など
生活環境	廃棄物の処理、公害の防止 など
自然環境	身近な自然、緑地・水辺の保全・創出、生物多様性の保全 など

第2章 環境を取り巻く状況の変化・環境に関する取組状況

1 環境を取り巻く状況の変化

環境を取り巻く状況は大きく変化しており、尼崎だけでなく地球規模での問題への対応の必要性が増しているほか、環境・社会・経済に関する課題との統合的な解決が求められるようになっていきます。

(1) 脱炭素社会

① 国際的な動き

- ・平成 27 年（2015 年）12 月にパリ協定が採択され、「世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べ、2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及する」ことが世界全体の目標となりました。また、これまで地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」が中心でしたが、気候変動の影響・被害に備えていくための「適応策」についても求められるようになってきました。また、令和 3 年（2021 年）11 月にはグラスゴー気候合意が採択され、世界の平均気温の上昇を「1.5℃に制限するための努力を継続することを決意する」ことが表明されました。
- ・令和 3 年（2021 年）8 月に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した第 6 次評価報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と初めて断定的な記述が行われています。

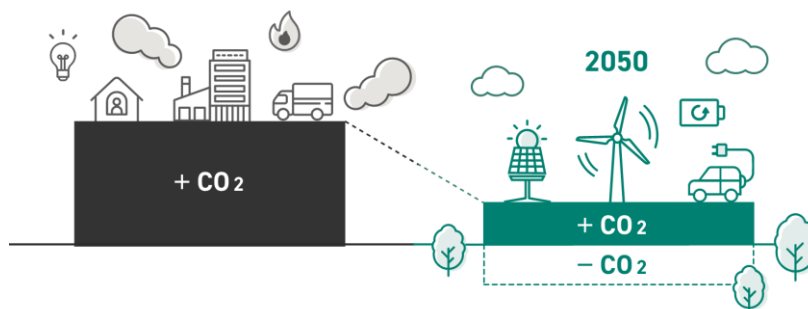


グラスゴー気候合意の採択

出典・参考：資源エネルギー庁ウェブサイト
https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyoo/cop26_01.html

② 国内の動き

- ・令和 2 年（2020 年）10 月に政府は令和 32 年（2050 年）までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したほか、令和 3 年（2021 年）6 月には地球温暖化対策推進法が改正され、このことが法律の基本理念として位置付けられました。また、令和 3 年（2021 年）10 月に令和 32 年（2050 年）までに脱炭素社会を実現するという目標と整合的な取組となるよう「地球温暖化対策計画」を改訂し、令和 12 年度（2030 年度）に温室効果ガスを平成 25 年度（2013 年度）比で 46 %削減することを目指し、さらに 50 %の高みに向けて挑戦を続けていくこととして削減目標の引き上げを行っています。
- ・平成 30 年（2018 年）6 月に適応策の法的位置付けを明確化するために気候変動適応法が制定されるとともに、同年 11 月には気候変動適応計画が策定され、気候変動による影響・被害の回避・軽減するための施策が取りまとめられました。



カーボンニュートラルのイメージ

出典・参考：環境省ウェブサイト
https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/

(2) 循環型社会

① 国際的な動き

- ・平成 28 年（2016 年）1 月に開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）において、このままでは海洋中に存在するプラスチックの量が魚の量を超過するとの試算が報告され、プラスチックへの対策の必要性が指摘されました。
- ・令和元年（2019 年）6 月に開催された G20 大阪サミットでは、令和 32 年（2050 年）までに海洋プラスチックの追加的な汚染をゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が提案され、各国で共有されました。



漂着したプラスチックごみで汚れた海岸

出典・参考：内閣府ウェブサイト

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201905/1.html>

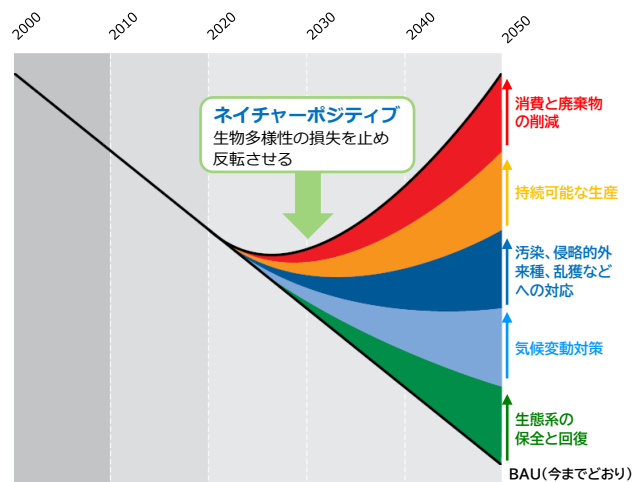
② 国内の動き

- ・令和元年（2019 年）5 月にプラスチックの資源循環を総合的に推進するために「プラスチック資源循環戦略」が策定され、3R+Renewable を基本原則として、プラスチックのリデュースなどの徹底、持続可能なリサイクルの推進、再生材・バイオプラスチックの利用促進などが戦略として掲げられました。
- ・令和元年（2019 年）10 月には食品ロス削減推進法が制定され、令和 2 年（2020 年）3 月には同法に基づき食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が策定され、食品ロスの削減に向け多様な主体による取組が求められるようになりました。
- ・令和 4 年（2022 年）4 月にはプラスチック資源循環促進法が制定され、プラスチック製品の設計から廃棄物の処理までの過程において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組の推進が求められるようになりました。

(3) 自然共生社会

① 国際的な動き

- ・令和 2 年（2020 年）までの国際的な取組目標であった愛知目標に代わる新しい枠組として令和 4 年（2022 年）12 月に昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、2030 年ミッションとして「必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」を掲げ、23 個の 2030 年グローバルターゲットが設定されました。



ネイチャーポジティブの考え方

出典・参考：環境省ウェブサイト

<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/library/files/gb05-jp-lr.pdf>

※ 地球規模生物多様性戦略第5版より作成

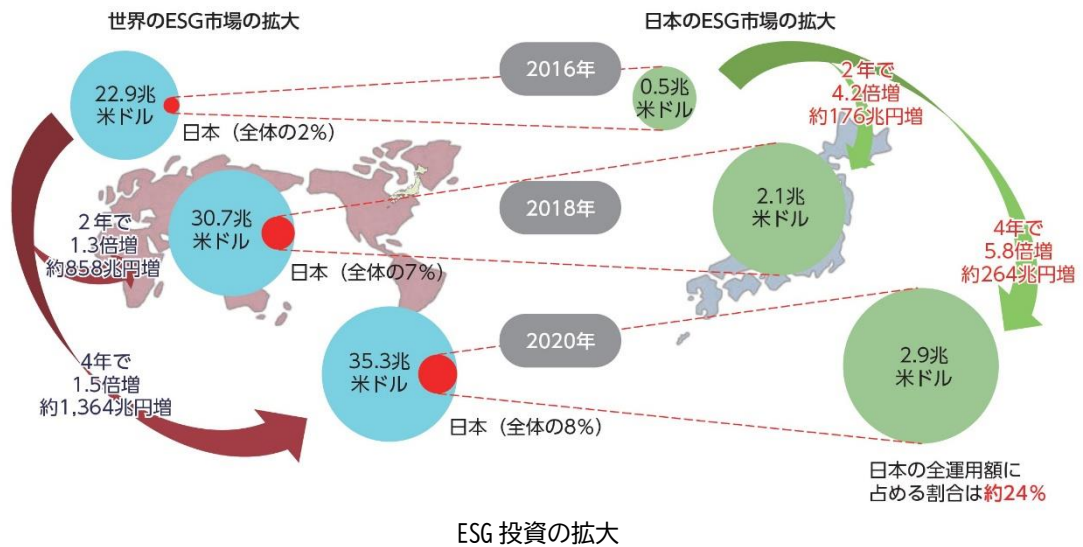
② 国内の動き

- ・昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を受け、令和5年（2023年）3月に生物多様性国家戦略2023-2030が策定されており、令和12年（2030年）に向けた目標としてネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を掲げ、生態系の健全性の回復、自然を活用した社会課題の解決、ネイチャーポジティブ経済の実現などに取り組むこととなっています。

(4) グリーン経済

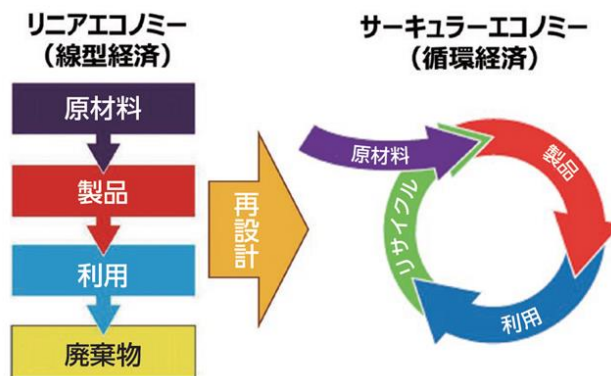
① 国際的な動き

- ・環境・社会・企業統治といった非財務情報を考慮する投資であるESG投資が拡大しています。また、地域の活性化や雇用なども含め、人や社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費（倫理的消費）という考え方が注目されています。



出典・参考：環境省ウェブサイト
https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r05/html/hj23010201.html#n1_2_1_6
 ※令和4年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書

- ・従来の廃棄を前提とした3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、資源・製品の価値の最大化を図ることで、廃棄物の発生を最小化する経済活動であるサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が国際的な課題となっています。



サーキュラーエコノミー（循環経済）のイメージ

出典・参考：環境省ウェブサイト
https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r03/html/hj21010202.html#n1_2_2_1
 ※令和3年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書

②国内の動き

- ・社会経済システムを化石燃料からクリーンエネルギーを中心としたものに転換するグリーントランスフォーメーション（GX）を進めるため、令和5年（2023年）2月にGX実行に向けた基本方針が策定され、脱炭素、エネルギーの安定供給、経済成長を同時に実現することとしています。また、令和5年（2023年）5月には、GX推進法が制定され、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進するための措置が講じられることになりました。
- ・令和5年（2023年）3月に策定された生物多様性国家戦略2023-2030では自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資するネイチャーポジティブ経済を実現していくことが戦略の1つとして掲げられました。

(5) 環境・社会・経済の課題の統合的解決

- ・平成27年（2015年）9月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて、人間や地球、繁栄のための行動計画として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。アジェンダは、人間や地球、繁栄のための行動計画として宣言され、17のゴールからなる持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。
- ・持続可能な開発目標（SDGs）は、環境・社会・経済を不可分なものと捉え、世界の課題に統合的に取り組むものとして掲げられています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標（SDGs）

出典・参考：国際連合広報センターウェブサイト
https://www.un.org/ja/files/sdg_poster_ja_2021.pdf

2 環境に関する取組状況（前計画における取組状況の振り返り）

前計画において目標ごとに設定している指標や関連する実績の状況を確認するとともに、計画期間中における主な取組を整理しました。

※前計画では、定量的に状況を把握することが可能である目標1～3については指標（以下「計画指標」といい、表中において太線で囲っています。）を設定しており、定量的に状況を把握することが困難である目標4～6については取組状況を把握することとしていましたが、任意で参考となる指標（以下「参考指標」という。）を設定しています。

※指標・実績の評価については、①指標値を達成しているかどうか、②計画の運用前である平成25年度（2013年度）実績と直近の値である令和4年度（2022年度）実績を比較し、増減率に応じて、改善（増減率が改善方向に10%以上）、維持・横ばい（増減率が10%未満）、悪化（増減率が悪化方向に10%以上）に区分することで評価しました（計画指標を達成：◎、改善：○、維持（横ばい）：△、悪化：×）。

（1）振り返り結果の概要

- ・いずれの分野の指標・実績においても「達成（◎）」、「改善（○）」または「維持（△）」されている状況であり、「悪化（×）」している状況にあるものはなく、全体的に概ね良好な状況といえます。なお、令和元年度（2019年度）以降の実績については、新型コロナウイルス感染症対策として社会経済活動が制限されていることの影響などが含まれている可能性があることに留意が必要です。

（2）目標別の振り返り結果

目標1 低炭素社会の形成

① 現状

- ・二酸化炭素排出量は減少傾向にあります。
- ・二酸化炭素排出量の約半分を占める産業部門における削減が大きく寄与しています。
- ・電力排出係数の低下により電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の減少が進んでいます。

計画指標 令和2年度（2020年度）における二酸化炭素排出量を3,340 kt-CO₂以下にする。

年度	項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	増減率	評価
		(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)		
	二酸化炭素排出量	3,502	3,199	3,097	3,188	2,958	2,526	2,444	2,491	2,292	2,439	-30.4%	◎
部門別 二酸化炭素 排出量	産業部門	1,825	1,532	1,517	1,623	1,459	1,271	1,260	1,156	1,074	1,151	-36.9%	○
	業務その他部門	607	619	583	614	548	414	357	373	344	365	-40.0%	○
	家庭部門	605	584	532	487	488	378	382	521	437	476	-21.3%	○
	運輸部門	408	406	404	406	402	399	379	380	377	384	-5.8%	△
	その他（廃棄物など）	57	59	61	59	61	64	66	61	60	63	+10.3%	△
	市内電力のCO ₂ 排出量 (kg-CO ₂ /kWh)	0.520	0.528	0.505	0.504	0.442	0.362	0.349	0.376	0.320	0.365	-29.8%	○

（単位：kt-CO₂）

※令和4年度（2022年度）実績は速報値。

※塗りつぶしは計画指標を達成していることを示します。

※令和3年度（2021年度）に見直しを行った尼崎市地球温暖化対策推進計画では、令和12年度（2030年度）における二酸化炭素排出量を1,737 kt-CO₂以下にすることが削減目標として設定されています。

② 主な取組

- ・令和 3 年（2021 年）6 月に「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明し、令和 32 年（2050 年）までに脱炭素社会を実現することなどを宣言しました。
- ・家庭で使用エネルギーを「創り」、「蓄え」、「整える（管理・調整）」ことのできる戸建住宅を尼崎版スマートハウスとして普及したほか、各戸にエネルギーの使用状況を管理するシステム（HEMS）を導入するとともに SDGs の達成にも寄与する集合住宅を尼崎版 SDGs スマートマンションとして認定しました。また、近隣自治体と協力して太陽光発電設備と蓄電池の共同購入に取り組んでいます。
- ・クリーンセンターにおいて廃棄物を焼却する際に発生する廃熱を利用した発電により得られた電気を CO₂ フリー電気として市内事業者に供給し、脱炭素経営を支援しています。
- ・環境配慮行動を促していくため、経済的なインセンティブとして電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用して省エネルギー家電への買い替えなどを促進しています。
- ・尼崎の南部に位置する阪神電車沿線エリアのうち、阪神タイガースファーム施設（2 軍本拠地）などの整備を予定している小田南公園（未供用部分含む）や大物公園、大物川緑地、市内の阪神電車の各駅において、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入や電力の地産地消などに取り組むことで、地域の脱炭素化を進めていくこととしており、令和 4 年（2023 年）4 月に環境省から脱炭素先行地域に選定されました。



尼崎市気候非常事態宣言ポスター



脱炭素先行地域
兵庫県尼崎市

脱炭素先行地域 ロゴマーク

③ 今後の方向性

- ・「尼崎市気候非常事態行動宣言」の表明を踏まえ、令和 32 年（2050 年）までに脱炭素社会を実現するために、令和 12 年度（2030 年度）における二酸化炭素排出量を半減（平成 25 年度（2013 年度）比）できるよう更なる二酸化炭素排出量の削減に取り組む必要があります。

目標 2 循環型社会の形成

① 現状

- ・焼却対象ごみ量は減少傾向にあります。
- ・平成 25 年度（2013 年度）から燃やすごみに含まれているリサイクルできる紙類の分別の強化を図るため、「燃やすごみの日」を週 3 回から週 2 回に減らし、「紙類・衣類の日」を月 2 回から週 1 回に増やしたことで、紙類のリサイクルが進み、焼却対象ごみ量の減少につながっています。
- ・平成 30 年（2018 年）台風第 21 号で発生した災害廃棄物により一時的に増加したほか、令和

2年度（2020年度）には新型コロナウイルス感染症対策により自宅で過ごす時間が増加したことにより家庭系ごみが増加するとともに、社会経済活動の制限により事業系ごみが減少しました。また、近年は物価上昇による消費行動の変化などにより家庭系ごみは減少傾向にあると考えられます。

計画指標 令和2年度（2020年度）における焼却対象ごみ量を136,000 t以下にする。

項目	年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	増減率	評価
焼却対象ごみ量		141,043	138,427	137,473	135,525	134,598	136,907	134,041	130,463	127,784	124,511	-11.7%	◎
家庭系ごみ量		91,490	89,603	88,961	86,468	86,747	88,474	87,744	88,604	85,892	82,448	-9.9%	△
事業系ごみ量		53,163	52,581	52,432	53,268	52,835	53,750	51,133	46,626	46,535	46,581	-12.4%	○
1人・1日あたりの燃やすごみ量 (g/人・日)		488	483	471	458	461	462	457	452	443	428	-12.3%	○

(単位：t)

※塗りつぶしは計画指標を達成していることを示します。

※令和2年度(2020年度)に策定した尼崎市一般廃棄物処理基本計画では、令和12年度(2030年度)における焼却対象ごみ量を119,501 t以下にすることが主要目標として設定されています。

② 主な取組

- ・焼却対象ごみ量の削減に向け、分別区分に応じた廃棄物の排出を義務化するために尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正を行いました。
- ・食品ロスやプラスチックごみの削減を推進するための取組を行っている飲食店や小売店、宿泊施設などを「もったいない!あまがさき 推進店」として認定し、PRしています。
- ・食品ロスを削減するために家庭において期限切れや食べ残しにより廃棄した食品を日記形式で記録することで食品ロスを「見える化」する「食品ロスダイアリー」の普及を図りました。
- ・ごみ出しをサポートするため、スマートフォンのアプリを活用し出し忘れ防止アラート、ごみの種類ごとの出し方・料金などの情報を提供しているほか、インターネットによる大型ごみなどの受付を開始しました。



もったいない!あまがさき 推進店
ロゴマーク

③ 今後の方向性

- ・老朽化が進んでいるごみ処理施設をコンパクトな施設として更新するため、食品ロスやプラスチックごみの削減、雑がみの分別排出・リサイクルなどに取り組む必要があります。

目標 3

安全で快適な生活環境の保全

① 現状

- ・環境基準の達成率は改善傾向、または高い水準で維持されています。
- ・改善がみられたものとしては、微小粒子状物質や新幹線に関する騒音などがあります。一方で、尼崎港が閉鎖系海域であるといった特徴から海域に関する水質については、水素イオン濃度・全窒素・全燐といった項目で改善がみられていません。

計画指標

令和5年度（2023年度）における環境基準の達成率を100%にする。

※ 達成率（%）＝環境基準を達成した測定局・地点数／全測定局・地点数

項目	年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	増減率	評価
大気		87.7	87.7	89.2	95.4	93.8	95.4	95.4	95.6	95.6	95.6	+9.0%	△
河川・海域（水質）		95.1	96.6	97.6	97.1	97.9	97.9	97.6	97.1	97.6	97.1	+2.1%	△
地下水（水質）		99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	+0.5%	△
自動車（騒音）		97.4	97.9	98.2	98.4	98.6	98.3	98.2	97.7	97.7	-	+0.3%	△
航空機（騒音）		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	±0.0%	◎
新幹線（騒音）		79.2	79.2	83.3	91.7	91.7	95.8	95.8	100.0	95.8	87.5	+10.5%	◎
ダイオキシン		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	±0.0%	◎

（単位：%）

※塗りつぶしは計画指標を達成していることを示します。

※自動車（騒音）については、令和3年度（2021年度）実績までしか公表されていないため、同年度時点での増減率を評価しています。

② 主な取組

- ・環境関連法令等に基づく指導や立入検査により事業活動に伴う環境汚染の未然防止や生活環境の保全に努めています。
- ・解体時のアスベスト含有建材の見落としなどによるアスベストの飛散を防ぐため解体工事現場への立入検査を行っています。また、災害時の建築物の倒壊などによるアスベストの飛散を防ぐため専門事業者と協定を締結するとともに「尼崎市災害時石綿飛散防止マニュアル」を作成しています。
- ・公害の歴史を後世に継承していくために、あまがさき環境オープンカレッジと協力して当時の様子についてロールプレイング形式で学べるプログラム（KOGAI QUEST）を開発し、実施しています。



KOGAI QUEST ちらし

③ 今後の方向性

- ・環境基準の達成率は改善傾向、または高い水準で維持されているものの、一部の基準については達成できていないものがあり、引き続き環境の監視を行うほか、最新の科学的知見や環境に対するリスクなどの情報を収集し、基準への追加が検討されている物質や環境への影響が懸念される物質については調査研究していく必要があります。

目標4 多様な生き物の生息（生育）環境の保全

①現状

- ・各指標は概ね良好な状況にあります。
- ・農地や工場緑地などについては減少していますが、都市公園や開発事業緑地については増加しており、緑の面積は全体的に横ばいとなっています。また、河川における水生生物の生息・生育環境に関する環境基準については達成している状況が維持されています。
- ・生き物に関する講座・イベントについては一定数（月3回以上）が確保されているほか、身近な自然・生き物を大切にしている市民の割合は6割を超える状況が維持されています。

参考指標 生き物の生息・生育環境や市民の生物多様性への関心・理解を向上・維持する。

項目	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	増減率	評価	
		(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)			
生息・生育環境	緑の面積 (ha)	445.5	453.2	451.7	448.7	447.9	450.4	450.6	450.6	448.2	448.8	+0.7%	△	
	ブラックリスト種 (兵庫県)の使用(件)	市有施設	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	±0.0%	○
		民有施設	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	±0.0%	○
	環境基準の達成状況 (%)	BOD	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	±0.0%	○
		DO	66.7	100.0	100.0	88.9	100.0	100.0	100.0	100.0	88.9	100.0	+49.9%	○
		Zn	50.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	+100.0%	○
		NP	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	±0.0%	○
		LAS	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	±0.0%	○
関心・理解	生き物に関する講座・イベント の実施回(回)	—	—	—	26	46	49	37	39	66	76	+192.3%	○	
	身近な自然・生き物を大切に している市民の割合(%)	61.0	44.2	64.5	66.0	66.0	64.4	62.6	64.4	60.1	60.1	-1.5%	△	
	市民農園の面積(m ²)	19,672	19,672	19,672	19,672	19,819	21,270	22,159	22,159	22,159	20,510	+4.3%	△	

※指標については平成28年度(2016年度)に設定を行っており、過去に遡って実績を把握できたものについては表中に示しています。「—」はデータがない、把握が行われていないことを示します。

※増減率は最も過去の実績と直近の値である令和4年度(2022年度)実績を比較し、増減率を算出しています。

※BODは生物化学的酸素要求量、DOは溶存酸素、Znは亜鉛、NPはノニルフェノール、LASは直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を示します。

②主な取組

- ・環境活動団体と協力して農業公園においてヒメボタル(兵庫県レッドリスト(昆虫類):要注意)の幼虫調査や成虫の観察会、生息環境の保全活動を行っているほか、猪名川自然林(兵庫県レッドリスト(植物群落):Cランク)では、自然林の再生実験を行っています。
- ・生物多様性の保全・創出に関する取組を進めていくためには、緑地・水辺を管理している部署の理解が欠かせないため、関係する部署と情報交換を行いながら、市の事務・事業における生物多様性への配慮事項を「尼崎市生物多様性保全・創出ガイドライン」として取りまとめました。



田能のヒメボタル

③ 今後の方向性

- ・身近な自然に対する興味・関心を深めるために様々な取組が行われていますが、共通の目標をもって取り組めるよう自然環境や生物多様性に関する中長期的な考え方を整理していく必要があります。

目標 5 環境と経済の共生

① 現状

- ・製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量は減少傾向にあり、環境負荷を低減しながら、産業活動が行われています。

参考指標 製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量を低下させる。

項目	年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	増減率	評価
製造品出荷額あたりの 二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂ /百万円)		1,388	1,165	1,101	1,192	1,066	877	862	884	736	-47.0%	○
製造品出荷額 (億円)		13,152	13,144	13,776	13,620	13,682	14,498	14,613	13,087	14,595	+11.0%	-
二酸化炭素排出量 (産業部門) (kt-CO ₂)		1,825	1,532	1,517	1,623	1,459	1,271	1,260	1,156	1,074	-41.2%	-

※「製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量」については「製造品出荷額」が令和3年度(2021年度)実績までしか公表されていないため、同年度時点での値を用いて増減率を評価しています。

※令和3年度(2021年度)に見直しを行った尼崎市地球温暖化対策推進計画では、令和12年度(2030年度)における製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量を702 kg-CO₂/百万円以下にすることが産業部門に関する指標として設定されています。

② 主な取組

- ・環境経営を推進するために、エコアクション 21 の認証を受けられるよう講習会を開催したほか、事業者の脱炭素経営を推進するために省エネルギー診断から省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入までを一貫して支援するための補助制度を設けています。

- ・市内加盟店などで利用できる尼崎市独自の電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用して省エネルギー家電への買い替えなどの環境配慮行動を促進しています。
- ・市内の事業所や環境関連施設などでの環境に配慮した取組を学ぶためにあまがさき環境オープンカレッジと協力して社会見学（エコ社会見学バスツアー）を実施しました。
- ・「ECO 未来都市・尼崎」を宣言した AG6（市内の産業界 5 団体と尼崎市）が中心となって、脱炭素経営にチャレンジする市内企業の魅力発信などを目的としたオープンファクトリー（工場見学）を開催しました。



あま咲きコイン ロゴマーク



モノづくりパビリオン ロゴマーク

③ 今後の方向性

- ・環境経営の普及や環境関連産業の活性化などの事業者を対象とした取組だけでなく、エシカル消費など、市民を対象とした取組を進めることで経済活動全般において環境配慮を進めていく必要があります。

目標 6 環境意識の向上・行動の輪の拡大

① 現状

- ・新型コロナウイルス感染症対策として環境講座・イベントの開催自粛をしたことなどの影響により、あまがさき環境オープンカレッジを通じて実施された講座・イベント数は一時的に減少しましたが、それ以外の期間では概ね月 3 回以上の頻度となっているほか、参加者数も増加傾向にあります。

参考指標 環境学習講座・イベントへの参加者数・イベント数を増加・維持する。

項目	年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	増減率	評価
環境講座・イベントの参加者数(人)		757	1,194	2,348	2,499	2,534	3,329	3,724	1,412	2,035	3,717	+391.0%	○
環境講座・イベント数(講座)		33	41	54	50	54	47	58	29	33	37	+12.1%	○

② 主な取組

- ・地球温暖化防止やごみ減量などの環境問題について、小学生一人ひとりが自分で考え、行動していくことを促していくために、あまがさき環境オープンカレッジなどの協力を得ながら総合的な学習や社会科、家庭科の授業にも活用できる尼崎市独自の環境教育プログラムを作成しました。

- ・環境活動を実践する担い手を育成するための環境活動初心者講座や市内の環境活動団体のスキルアップや団体同士のネットワークを構築するための環境団体ミーティングを開催しています。また、市内の環境活動団体の取組を支援していくため、講座・イベントの開催に必要な費用の一部を補助しています。
- ・提案型事業委託制度の活用によりあまがさき環境オープンカレッジの事務局業務が NPO 法人に委託（平成 26 年度（2014 年度）以降）されたことで、運営の効率化が図られ、環境講座・イベントの開催数が大幅に増加したほか、手薄となっていた公害や生物多様性などに関する講座が実施されるようになりました。
- ・環境・社会・経済の 3 側面において取組を行っている、または取り組む予定としている市内の企業や団体などを「あまがさき SDGs パートナー」として登録し、対外的な広報・PR などを行っています。



環境プログラム テキスト



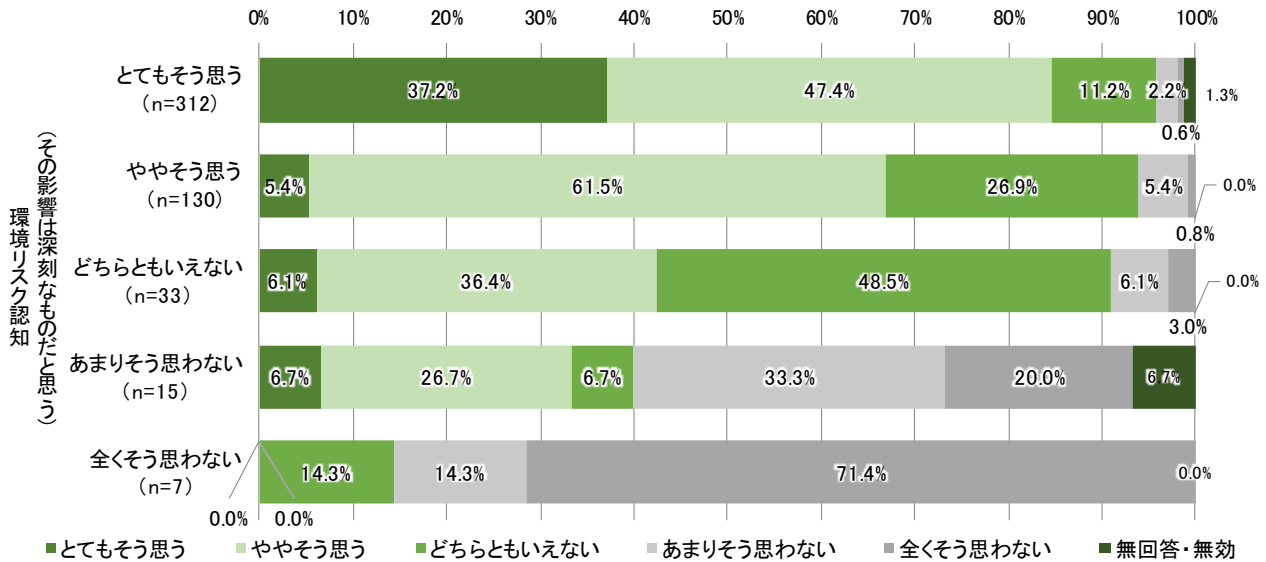
あまがさき SDGs パートナー ロゴマーク

③ 今後の方向性

- ・環境講座・イベントの数については一定数を確保できているため、今後は参加者の意識・行動の変化につなげていく必要があるほか、様々な角度からの取組となるよう社会・経済に関する取組との連携や環境に関心のない層に対する参加の促進にも取り組む必要があります。

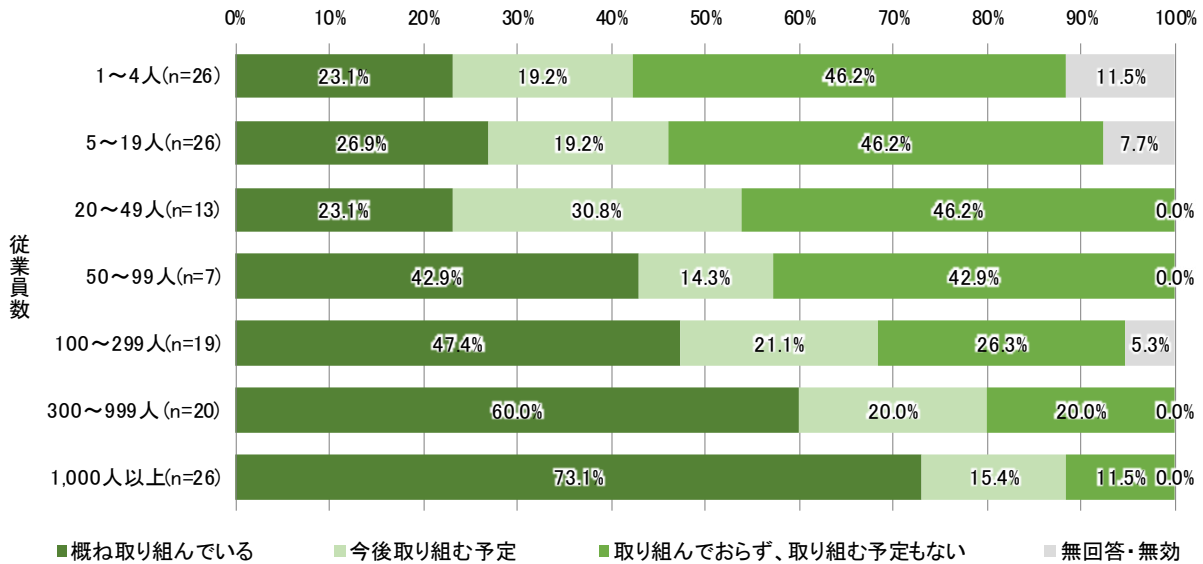
(3) 市民の意識・事業者の取組の状況

環境を取り巻く状況への変化に対応していくためには、社会・経済の変革が求められており、市民・事業者の幅広い理解・協力が必要となりますが、現状では環境意識の高い一部の市民や規模の大きな事業者による取組に留まっているという課題があります。



【例】地球温暖化による気温の上昇に関するリスク認知と何らかの取組をしたいという態度の関係(市民)
出典・参考：尼崎市資料（令和4年度(2022年度)実施アンケート調査結果）

※地球温暖化による気温の上昇の影響が深刻だと思う人ほど(縦軸)、自分自身も何らかの対策を行う必要があると思う傾向があります(横軸)。



【例】従業員数と省エネルギー性能の高い設備の導入の関係(事業者)

出典・参考：尼崎市資料（令和4年度(2022年度)実施アンケート調査結果）

※従業員数が多い事業所ほど(縦軸)、省エネルギー性能の高い設備の導入に取り組んでいる傾向があります(横軸)。

第3章 目指す環境像

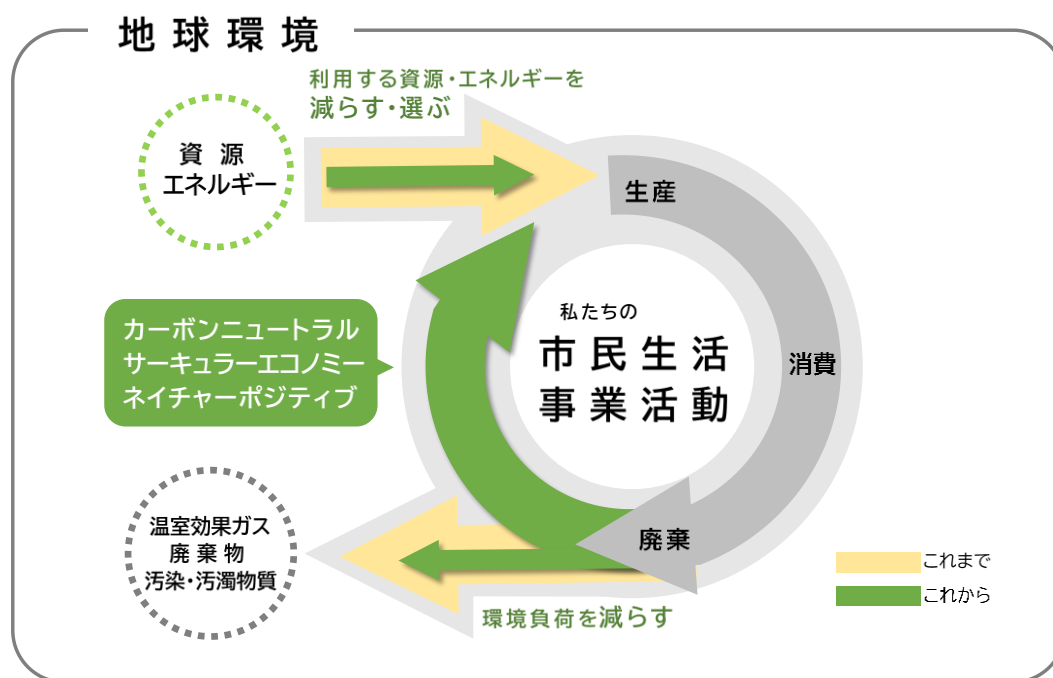
大量の資源・エネルギーの消費を前提としている現在の社会経済活動やライフスタイル、無秩序な開発は、繊細なバランスの上に成り立っている環境に負荷を与えており、その結果として気候変動や資源の枯渇、生物多様性の損失、汚染物質の排出など、様々な環境問題を引き起こしています。

特に社会経済活動がグローバル化している現代においては、環境問題を地域だけの問題として捉えるだけでなく、地球規模の問題としても捉える必要があります。これまでの環境への負荷を低減していくという視点に加え、どのような資源・エネルギーをどのように消費していくのかという視点からの取組も行っていかなければなりません。

これらに取り組んでいくためには、環境・資源には限りがあることを前提とし、一部の環境意識の高い市民・事業者だけが取り組むのではなく、かつて尼崎の市民・事業者・市が互いに協力し、努力しながら深刻な公害問題に取り組んできた経験を踏まえ、私たち一人ひとりの意識・行動を変えていくことが環境問題の解決につながることを認識し、環境と調和したまちの実現を目指していくため、本計画において目指す環境像を次のとおり定めます。

環境と調和して暮らし、働くまち あまがさき

目指す環境像を実現するための取組のイメージ

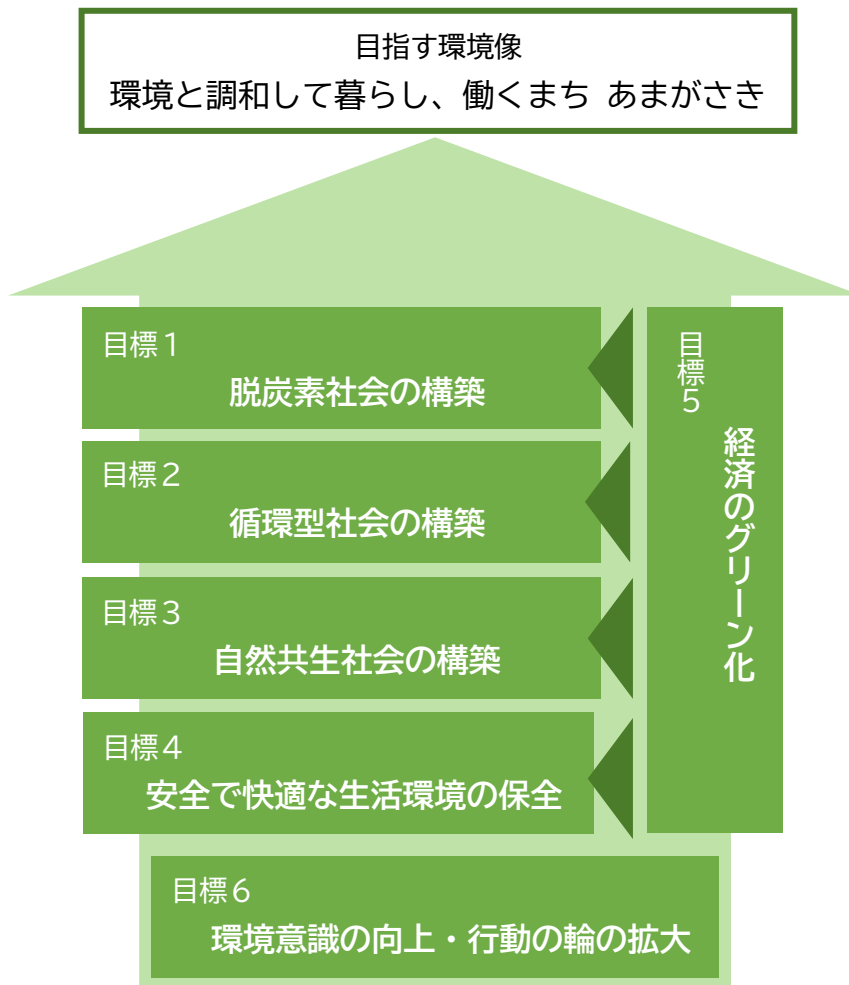


地球環境は有限であることを前提に、これまでの「環境負荷を減らす」という取組だけでなく、「利用する資源・エネルギーを減らす・選ぶ」という視点が必要となるほか、持続可能な社会を実現するためには、カーボンニュートラル（炭素中立）、サーキュラーエコノミー（循環経済）、ネイチャーポジティブ（自然再興）という考え方を踏まえた市民生活・事業活動としていく必要があります。

第4章 目指す環境像の実現に向けた取組

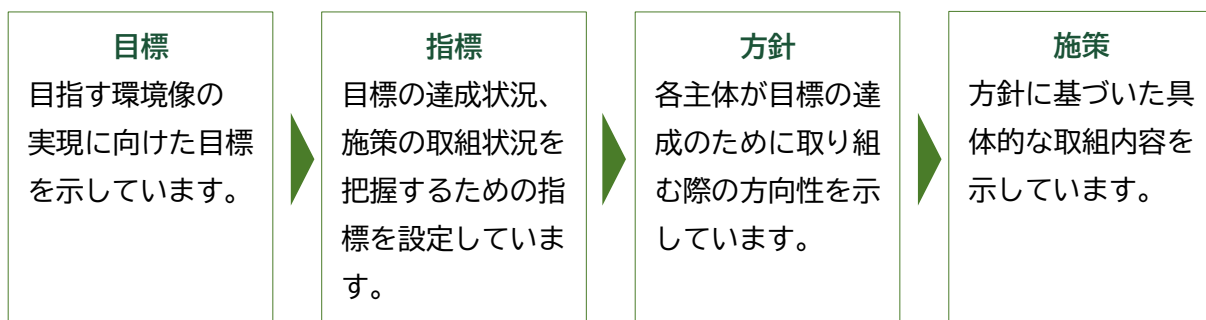
1 目標体系

- ・ 目指す環境像を実現するために6つの目標を定め、取組を進めていきます。
- ・ 目標1から4までを効果的・効率的に達成するために、経済の視点からの取組として目標5の達成に取り組みつつ、市民・事業者・市が協力しながら目指す環境像の実現に向けた取組を進められるよう目標6の達成を目指します。





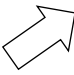
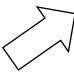
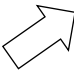
2 目標・指標・方針・施策

- ・ 目標を達成するために必要と考えられる取組を施策として講じていきます。



目標1 脱炭素社会の構築

■ 指標

指標	基準	目標	方向
二酸化炭素排出量	3,502 kt-CO ₂ (H25)	1,737 kt-CO ₂ ※H25比50%減 (R12)	
エネルギー消費量	37,990 TJ (H25)	26,752 TJ (R12)	
太陽光発電設備導入量 ※固定価格買取制度の対象となる10kW未満の設備	2万kW (R4)	4万kW (R12)	
地球温暖化を防止するための行動を実践している市民の割合	46.1% (R4)	66.6% (R15)	
地球温暖化による危機を認識している市民の割合	31.0% (R4)	57.1% (R15)	

■ 方針・施策

方針① 消費するエネルギーを削減・脱炭素化します

徹底的な省エネルギー対策によりエネルギー消費量を削減するとともに、消費するエネルギーは可能な分野から二酸化炭素を排出しないものへ転換します。

施策ア 地球温暖化を防止する行動の実践・定着

- ・省エネルギー診断の実施や省エネルギー対策に関する情報提供などにより地球温暖化対策に関する知識を実際の環境配慮行動に移せるよう促します。

施策イ 省エネルギー型の設備・建築物の普及

- ・省エネルギー性能の高い設備への更新、新技術を活用した設備やエネルギーマネジメントシステムの導入、消費エネルギーを大幅に削減、またはエネルギー収支が正味でゼロになる建築物の普及を促します。

施策ウ クリーンエネルギーの利用

- ・太陽光発電設備の導入や電化と併せて再生可能エネルギーで発電された電気の利用を推進します。
- ・燃焼時に二酸化炭素を排出しない燃料である水素については燃料電池をはじめとする水素関連技術の普及を進めつつ需要の拡大につなげていきます。
- ・電化が困難な高温域での熱利用については、熱源として利用できるメタンを合成するメタネーションなどの技術開発の動向を注視していきます。

方針② エネルギー効率の高い都市に転換します

地域におけるエネルギー消費の最適化、自転車や公共交通機関の利用促進などによりエネルギー効率の高い都市への転換を図ります。

施策ア エネルギー管理の観点を活かしたまちづくり

- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、分散型エネルギーリソースやエネルギーマネジメントシステムの導入によりエネルギーの地産地消・融通や脱炭素化を進めるとともに、災害時のレジリエンスの向上につなげます。

施策イ 環境負荷の低い交通手段の利用・交通環境の整備

- ・自転車の走行空間の整備やコミュニティサイクルの普及などにより自転車の利用環境の向上を図るとともに、モビリティ・マネジメントにより公共交通機関の利用を進めます。
- ・燃費のよい自動車や走行時に二酸化炭素を排出しない自動車の普及を進めます。

方針③ 気候変動のリスクに備えます

気候変動が引き起こす気温の上昇や降水パターンの変化による影響・被害に関する情報収集を行うとともに、対策を講じます。

施策ア 気候変動の影響・被害の理解・認識

- ・気候変動の影響・被害については情報が少ないため、国や関係機関などからの情報収集に努めるとともに、その影響・被害について市民・事業者へ情報提供を行うことで適応策の意義や必要性について理解・認識を高めます。

施策イ 気温の上昇・降水パターンの変化への対応

- ・熱中症の予防や対策に関する啓発や注意喚起などにより熱中症の発症や重症化を防止します。
- ・雨水を地下浸透させる透水性舗装の整備、雨水を有効利用する雨水貯留タンクの普及などにより局所的・短期的な降雨による雨水の河川・下水道への急激な流入を抑制することで浸水被害などの水害を防止します。

関連ワード

■パリ協定

地球温暖化を防止するための平成 27 年（2015 年）に採択された国際的な枠組みです。世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べ、2℃より十分低く保つ（2℃目標）とともに、1.5℃に抑える努力を追及すること（1.5℃目標）などを世界共通の長期目標としており、発展途上国を含むすべての加盟国が、自国の温室効果ガスの排出削減目標を定めて取組を実施し、5 年ごとに国際的な評価を受けながら進めていくことなどが合意されました。

その後、令和 3 年（2021 年）11 月のグラスゴー気候合意において、1.5℃目標の重要性が強調されました。

■カーボンニュートラル（炭素中立）・脱炭素社会




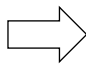

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、植林や森林管理などによる吸収量と差し引いて、実質的にゼロにすることを「カーボンニュートラル」といい、これを実現した社会を「脱炭素社会」といいます。カーボンは炭素のことで、主に二酸化炭素を指し、ニュートラルとは中立という意味です。

■尼崎市気候非常事態行動宣言

尼崎市では、地球温暖化による危機を市民や事業者と共有し、この危機を乗り越えるために行動していくことを目的に、令和 3 年（2021 年）に「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明し、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素社会を実現するため、日々の行動を変えていくことを宣言しました。

目標2 循環型社会の構築

■ 指標

指標	基準	目標	方向
焼却対象ごみ量	134,041 t (R1)	119,501 t ※R1比11%減(R12)	
1人1日あたりの燃やすごみ量	457 g/人・日 (R1)	410 g/人・日 ※R1比10%減(R12)	
事業系ごみ量	51,133 t (R1)	46,020 t ※R1比12%減(R12)	
廃棄物処理に係る不利益処分等の件数	0件 (R4)	0件 (R15)	
ごみを発生させない取組を行っている市民の割合	26.6% (R4)	50.0% (R15)	

■ 方針・施策

方針① ごみの発生を抑制します

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組により、できるだけごみを出さないようにします。特に一般廃棄物については、循環型社会の形成に向けて、ごみを出さないリデュースを最優先として取り組みます。

施策ア リデュース・リユースの実践・定着

- ・家庭で廃棄される食品の見える化や宴会・会食時の食べきり・持ち帰りの呼びかけなどにより食べ残しや手つかず食品などの食品ロスの削減を進めます。また、余っている食品については福祉団体への寄付などにより有効活用し、福祉の視点からも食品ロスの削減を進めます。
- ・使い捨て型の生活の見直しを促すことでレジ袋やペットボトルなどの利用削減を進めるほか、店舗における包装の簡素化やマイボトルの利用、給水機の設置の普及促進などによりプラスチックごみの削減を進めます。
- ・リユースサービスに関する情報提供などを行うことでリユースに取り組む機会を創出します。

施策イ リサイクルの推進

- ・紙資源のうち家庭から排出されるものについては現行の「紙類・衣類」の日での回収だけでなく、資源集団回収運動の活性化により回収量を増加させるとともに事業所から排出されるものについては紙資源業者との連携により分別排出・リサイクルの取組を促進します。
- ・生ごみ処理機の普及による生ごみの自主的なリサイクルの促進や有用金属を含む小型家電の効率的なリサイクル手法を検討し、実施します。

方針② ごみを適正に処理します

3Rに取り組んだ上でやむなく排出されるごみについては適正に処理します。

施策ア 適正処理の更なる推進

- ・多量の廃棄物が発生する大規模な事業用建築物への立入検査やその所有者などに廃棄物の減量計画の作成を義務付けることなどにより事業系廃棄物の減量化・適正処理を推進します。
- ・資源物の持ち去りを防止するためのパトロールの実施や違法な不要品回収業者を利用しないよう呼び掛けることなどにより適正なリサイクルを推進します。
- ・水銀を含む蛍光灯などの処理困難物については安全で効率的な収集体制を検討し、適正な排出方法を周知していきます。
- ・産業廃棄物の排出事業者や処理業者への立入検査や指導などにより廃棄物の減量・再生利用などを促進します。
- ・ごみを焼却する際に発生する余熱を発電に利用します。また、老朽化した施設の更新や維持管理費用を削減するため、市内に2施設ある焼却工場を令和7年度（2025年度）に1施設に集約し、令和13年度（2031年度）に稼働予定の新たなごみ処理施設を整備します。

施策イ 地域環境の美化

- ・ポイ捨てに由来するごみが河川を經由して海洋ごみの要因になっていることから、まちの美化活動を促進します。
- ・不法投棄の未然防止を図るため、パトロールや啓発活動を行います。

関連ワード

■プラスチックごみ

石油を原料とするプラスチックは、ごみとして燃やすと二酸化炭素を発生させるほか、ポイ捨てなどによって海に流出すると、微細な破片となって海中に漂い海洋汚染を引き起こすなど、様々な問題の原因となっています。そのため、プラスチックの過度な使用を抑制し、適切にリサイクルする仕組みを作っていく必要があります。

■食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品を食品ロスといい、国民一人あたり毎日お茶碗約1杯分もの食べものが捨てられています。




食品ロスを減らすためには、計画的に食材を買い、料理を作りすぎないなど、食品が捨てられないよう工夫することが大切です。また、余っている未開封の保存食をフードドライブに寄付するなど、食品を必要とする人に届ける取組も進んでいます。

■ごみ処理施設の更新

尼崎市では、令和13年度(2031年度)から新しいごみ処理施設が稼働する予定です。現在は第1工場と第2工場の2箇所でごみを処理していますが、新しいごみ処理施設では、市内のごみを1箇所に集約して処理する計画となっています。また、ごみ発電の高効率化により環境面での性能も向上する見込みです。

目標3 自然共生社会の構築

■ 指標

指標	基準	目標	方向
生物多様性の認知度	35.9 % (R4)	50.0 % (R15)	
確認される種の数	2,209 種 (R4・R5)	現状より増やす (R15)	
自然観察や自然保護活動に参加している市民の割合	0.8 % (R4)	4.0 % (R15)	

■ 方針・施策

方針① 生物多様性を理解し、自然からの恵みを活かします

自然からの恵みである生態系サービスを支える生物多様性を理解し、生物多様性に配慮した行動をするとともに、自然の機能をまちづくりに活かします。

施策ア 生物多様性への理解と配慮行動の実践・定着

- ・生物多様性の概念だけでなく、暮らし・経済活動は自然の恵みなしには成り立たないことや生物多様性の損失を止めるためには幅広い分野との連携が必要であることなどを啓発することで、生物多様性への理解を深めます。
- ・暮らし・経済活動は様々な資源を消費しながら営まれており、市内外の生物多様性にも影響を及ぼしていることから、環境ラベル商品の選択など、生物多様性の保全を意識した消費行動の普及を進めます。
- ・尼崎の動植物に関する状況を把握するため、身近な自然を対象とした定期的な調査の実施などにより情報の蓄積・発信をします。

施策イ 農地の保全・活用

- ・農地は農作物の生産場所としてだけでなく、生物の生息・生育環境として特殊な環境であることから、市民農園として整備・活用するなど、都市に残された農地の保全を図ります。
- ・農作物の生産・販売に必要な資材などに補助を行うことで農業経営の支援を行います。また、尼崎市産の野菜を「あまやさい」としてブランド化し、広く周知するとともに、地産地消を促進していきます。

施策ウ 自然を活用した社会課題の解決

- ・自然や生物の営みなどがもたらす直接的・副次的な機能・作用をまちづくりに活かすためにグリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能を活かしたインフラ整備）や NbS（自然を活用した解決策）という概念を普及させ、活用していきます。
- ・土壌の有する保水・浸透機能が降雨時の下水道負荷の低減につながるほか、樹木による緑陰の形成や蒸散作用がヒートアイランド現象の緩和や暑さ対策につながることから危険木の撤去の考え方などを踏まえつつ、公園・街路樹をはじめとする公共施設の緑を適切に保全・維持管理します。
- ・農地を災害発生時に一時避難や負傷者の応急処置の場として使用できるよう防災協力農地として登録し、防災面からも活用していきます。

方針② 生物の生息・生育環境を保全・創出します

身近な自然として古くから残存している河川や樹林だけでなく、人為的に整備する緑地や水辺についても生活環境に配慮しつつ生物の生息・生育環境として保全・創出します。

施策ア 地域性に配慮した生物の生息・生育環境の保全

- ・河川や河畔林、社寺林、田畑、水路など、過去から存在している身近な自然については、成り立ちなどを考慮しながら保全していきます。
- ・重要種の生息・生育環境を保全するとともに生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす侵略的外来種については防除を行います。
- ・緑化を行う際には、生態系に悪影響を及ぼす外来種などを用いないよう配慮するほか、地域の生態系に配慮するため、在来種の活用を検討します。

施策イ 生物の生息・生育に配慮した緑地・水辺の保全・創出

- ・まとまった緑のある緑地や河川については生物の生息・生育環境としての質を高めるとともに、身近に自然を感じ、触れ合うことのできる場としていきます。
- ・一定規模以上の開発が行われる場合や既存の緑地・水辺の改修・再整備の機会などを的確に捉え、草地・樹林・水辺などを適切に配置することで、生物の生息・生育環境への配慮を促します。

関連ワード

■生物多様性

「生物多様性」とは、生物の多様さと生物のすみかとなる生態系の豊かさを表す言葉です。生物多様性には、「生態系の多様性（様々なタイプの自然があること）」、「種の多様性（様々な種類の生物がいること）」、「遺伝子の多様性（同じ種類の生物でも様々な個性があること）」という3つのレベルがあります。

■昆明・モンリオール生物多様性枠組

令和4年（2022年）の生物多様性条約締約国会議で採択された、生物多様性に関する世界目標です。令和32年（2050年）のビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げるとともに、2030年ミッションとしてネイチャーポジティブの実現を掲げ、その実現に向けた23個の目標が設定されました。目標には、陸域と海域の30%以上を健全な生態系として保全するという30by30目標や自然を活用とした解決策（NbS）を通じて生態系の機能・サービスの回復・維持・強化することなどが盛り込まれています。

■ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを「ネイチャーポジティブ（自然再興）」といいます。日本の生物多様性の保全・利用に関する基本的な計画である「生物多様性国家戦略2023-2030」においても、昆明・モンリオール生物多様性枠組と同様に、令和12年（2030年）のネイチャーポジティブの実現を目標として掲げています。

■尼崎市生物多様性地域戦略

尼崎における生物多様性の保全・利用に関する方向性を取りまとめたものです。

目標4 安全で快適な生活環境の保全

■ 指標

指標	基準	目標	方向
大気汚染に関する環境基準の達成率	92.1 % (R4)	100 % (R15)	
水質汚濁（河川・海域）に関する環境基準の達成率	97.1 % (R4)	100 % (R15)	
騒音（自動車）に関する環境基準の達成率	97.7 % (R3)	100 % (R15)	
騒音（新幹線）に関する環境基準の達成率	87.5 % (R4)	100 % (R15)	
騒音（航空機）に関する環境基準の達成率	100 % (R4)	100 % (R15)	
公害規制に係る不利益処分等の件数	0 件 (R4)	0 件 (R15)	
過去に比べ公害が問題ではないと考える市民の割合	49.7 % (R4)	現状より 改善する (R15)	

■ 方針・施策

方針 空気・水・土・静けさを大切にします

大気環境や水環境などの状況について監視するとともに、事業所・工事現場への立入検査などにより環境汚染の未然防止に努めます。

施策ア 大気環境の保全

- ・大気環境の状況を監視するとともに、大気汚染を防止するため、事業所への立入検査や指導などを行います。
- ・自動車からの排出ガスに含まれる大気汚染物質の排出量を低減するために、環境に配慮した運転方法であるエコドライブの普及に努めます。
- ・建築物からのアスベストの飛散を防止するため、工事現場への立入検査や工事業者への指導などを行います。
- ・事業所などからの悪臭による被害を防止するため、立ち入り検査や指導などを行います。

施策イ 水環境の保全

- ・河川や地下水などの水環境の状況を監視するとともに、水質汚濁を防止するため、事業所への立入検査や指導などを行います。
- ・河川・海域における水環境の向上を図るため、下水道施設の適切な維持管理を行います。

施策ウ 静けさの確保

- ・自動車や新幹線、航空機などによる騒音・振動の状況を把握するとともに、必要に応じて国や事業者に対して発生源対策や安全対策などを要望します。
- ・事業所・工事現場などからの騒音・振動による被害を防止するため、立入検査や指導などを行います。

施策エ 土壌・地盤環境の保全

- ・土壌汚染の原因となる有害物質の使用や保管について、事業者への指導を行うとともに、土壌汚染が判明した際には適切な対策を指導します。
- ・地盤沈下を未然に防止するため、地盤変動量や地下水位を把握します。

施策オ 公害の歴史の継承・環境に関する情報発信

- ・公害の歴史を二度と繰り返さないようにするため、これまでの経験や取組を次世代に引き継ぎます。
- ・これまでに蓄積してきた大気環境や水環境などに関する情報を整理し、わかりやすく発信することで過去からの汚染の推移や現状について、市民や事業者の理解を深めます。

施策カ 有害物質・環境リスクへの対応

- ・有害化学物質による環境リスクの低減を図るため、事業者に対して化学物質などの適正保管や適正処分を指導します。
- ・最新の科学的知見や環境に対するリスクなどの情報を収集し、基準の設定が検討されている物質や環境への影響が懸念される物質の調査研究などを行います。
- ・環境基準を達成できていない項目については、その原因や環境改善のための対策に関する情報の収集などに努めます。

関連ワード

■環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められた行政上の政策目標です。

環境基準が定められると、その維持・達成のための施策が講じられ、例えば、大気汚染や水質汚濁については、規制基準が設定され、工場・事業場はその遵守が求められます。なお、規制基準については違反すると罰則が適用されますが、環境基準の場合は行政上の目標ですので、罰則があるわけではありません。

■二酸化窒素 (NO₂)

大気汚染物質の1つで、大気汚染の度合いを示す物質であり、高濃度で呼吸器に好ましくない影響を与えます。

物質が高温で燃えるときに発生する一酸化窒素が、大気中で酸化されることで生成され、発生源としては工場や自動車のほか、家庭用のコンロやストーブなどがあります。

■生物化学的酸素要求量 (BOD)



微生物が水中の有機物質を分解するときに消費される酸素の量を生物化学的酸素要求量といいます。

水質汚濁の度合いを示す値として環境基準が定められており、この値が高いほど、水中の有機物質が多く、水中の酸素が欠乏しやすい状態にあることを示します。

目標5 経済のグリーン化

■ 指標

・基準値については集計中(R3 実績を記入予定)

指標	基準	目標	方向
二酸化炭素排出量あたりの市内総生産	〇〇億円/kt-CO ₂ (R3)	現状より改善する (R15)	
最終処分量あたりの市内総生産	〇〇億円/t (R3)	現状より改善する (R15)	

■ 方針・施策

方針① 環境配慮型のモノ・サービスを消費・普及します

経済活動は市内外の資源・エネルギーを消費しながら営まれており、環境に様々な影響を及ぼしていることから、環境汚染・負荷を低減するために環境配慮型のモノ・サービスを消費・普及します。

施策ア 環境配慮型のモノ・サービスの消費

- ・環境や社会にも配慮した経済活動であるエシカル消費という考え方を普及させ、モノ・サービスの消費を通じて経済のグリーン化を進めます。
- ・環境に配慮されたモノ・サービスの導入の支援を通じて、環境配慮型・省エネルギー型のモノ・サービスの需要の創出を図ります。
- ・事業者による環境への取組について市民の理解を深めるために、工場や事業所を見学できる機会を設けます。

施策イ 環境配慮型のモノ・サービスの普及

- ・グリーントランスフォーメーションの実行、サーキュラーエコノミーやネイチャーポジティブ経済への移行といった動きを的確に捉え、省エネルギー性能や資源の利用効率・循環効率が高く、自然の回復につながる環境配慮型のモノ・サービスの開発・販売を支援します。

方針② 環境に配慮した事業活動を行います

事業活動そのものに環境への配慮を組み込むことで経済的な価値だけでなく、社会的な価値を生み出します。

施策ア 環境配慮経営の実践

- ・グリーントランスフォーメーションの実行、サーキュラーエコノミーやネイチャーポジティブ経済への移行といった動きを機会と捉え、ESG投資の呼び込みや環境配慮型のモノ・サービスの開発・販売を支援することで環境配慮経営の普及を進め、企業価値の向上につなげます。
- ・環境問題を取り巻く状況の変化に対応するために資金面からの支援だけでなく、情報提供なども含めたきめ細かな支援を講じていきます。

施策イ 環境影響評価制度の活用

- ・環境影響評価制度に基づく手続きの機会を捉え、一定の要件を満たす開発の実施に際しては、持続可能なまちづくりにも資する事業となるよう事業者自らによる適正な環境配慮を促進します。

関連ワード

■ ESG 投資

Environment（環境）や Social（社会）に配慮した事業を行い、適切な Governance（企業統治：法令遵守、コンプライアンスの強化、経営の透明性など）がなされている企業を評価し、投資することを「ESG 投資」といいます。

■ エシカル消費

人や社会、環境、地域などに配慮した消費行動を行うことを「エシカル消費（倫理的な消費）」といい、安心・安全や品質、価格などと同じように私たちが商品を選ぶ際の1つの尺度として注目されています。例えば、エコラベルが掲載されている商品を選ぶことで環境に、尼崎市産の野菜を選ぶことで地域に、フェアトレード商品を選ぶことで社会に配慮した消費につながります。

■ サーキュラーエコノミー（循環経済）

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動ではなく、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化につながる経済活動を「サーキュラーエコノミー（循環経済）」といいます。

3Rが廃棄を前提としているのに対して、サーキュラーエコノミーは長期間使用することができる、または修理することが可能な製品の設計、シェアリングサービスにより製品の利用率を高めるなどにより資源の消費量を抑制しつつ、廃棄を前提としない経済活動を目指しています。

■ グリーントランスフォーメーション（GX）

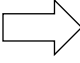



カーボンニュートラルの実現に向けた対応を成長の機会として捉え、経済システム全体を変革していくことを「グリーントランスフォーメーション（GX）」といいます。令和5年(2023年)にGX推進法が制定され、GX推進戦略の策定・実行、GX経済移行債の発行、成長志向型カーボンプライシング（炭素排出に価格付けを行うこと）の導入などの措置が講じられることになっています。

■ ネイチャーポジティブ経済

生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済活動を「ネイチャーポジティブ経済」といいます。開発時に生態系の再生に寄与する緑地を創出するといった直接的に自然の回復につながる取組だけでなく、自然環境に配慮された方法で製造されている原料や新たな自然資源の採取を回避・軽減することにつながる再生材の使用、またはこのような製品・技術の開発・販売など間接的に自然の回復に寄与するような取組なども含め、経済活動を通じてネイチャーポジティブに取り組むことが求められています。

目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大

■ 指標

指標	基準	目標	方向
あまがさき環境オープンカレッジの開催する講座・イベントへの参加者数	2,530人 (H26~R4の平均値)	2,530人以上を維持 (R6~R15)	
これから実際にやってみたいことがみつかった人の割合	39.8% (R4)	50.0% (R15)	
あまがさき環境教育プログラム実施校	20校 (R3)	41校(全校) (R9)	
環境に関する学習・イベントに参加している市民の割合	1.2% (R4)	8.0% (R15)	

■ 方針・施策

方針①環境問題を知り、行動します

様々な環境問題の現状や原因を知り、解決するための行動につなげます。

施策ア 効果的・効率的な情報提供・交換

- ・世代別の行動様式などを加味し、紙媒体やHPだけでなくSNSなども活用することでより多くの人に情報を効果的・効率的に発信します。
- ・市民や市民団体、事業者などとの交流の機会を増やし、環境に関する情報の交換や共有を促します。

施策イ 関心・理解の度合いやライフスタイルに応じた環境学習・啓発の実施

- ・あまがさき環境オープンカレッジと連携し、関心・理解の度合いやライフスタイルなどに応じて学べる機会を提供します。また、座学だけでなく、屋外での体験学習を通じて環境への理解を深めます。

施策ウ 環境教育の充実

- ・独自の小学生向け環境教育プログラムである「あまがさき環境教育プログラム」に基づき、環境教育に取り組むほか、必要に応じて内容の見直しや対象者の拡大に取り組みます。

施策エ 環境保全活動の支援

- ・環境活動団体の活動の活性化を図るため、講師の派遣や環境保全活動に必要な費用への助成などを行います。
- ・環境保全活動を始めるためのきっかけ作りや仲間作りを支援することで新たに環境保全活動に携わる市民を増やします。

施策オ 環境保全活動の担い手の発掘・育成

- ・あまがさき環境オープンカレッジと連携し、環境に関する情報交換や交流の機会をつくることで、新たな担い手を発掘するほか、人材を育成するための講座を開催します。

方針② 多様な主体と連携し、様々な場面に環境の視点を取り入れます

環境保全活動を促進するため、多様な主体の参画や社会・経済に関する取組との連携を進めます。

施策ア 多様な主体との連携・ネットワークの拡大

- ・多様な視点・価値観をもって環境問題に取り組めるよう様々な分野で活動する市民団体や専門家、企業などと連携し、環境問題に取り組む主体の裾野を広げるとともに、分野を超えたネットワークを築いていきます。

施策イ マルチベネフィットを意識した取組の実践

- ・環境に関する課題と社会・経済に関する課題は関連している場合が多く、労力・資金を効果的・効率的に活用するためにも課題の同時解決を意識した取組を検討していきます。

関連ワード

■持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27 年(2015 年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた世界目標を「持続可能な開発目標（SDGs）」といいます。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」という理念を掲げ、環境・社会・経済にまたがる広範囲な課題に統合的に取り組むこととされています。

■尼崎市総合計画

尼崎を将来どのようなまちにしていくのか、それをどうやって実現していくのかをまとめた、尼崎市の最上位の計画です。

第 6 次尼崎市総合計画（令和 5 年（2023 年）3 月策定）では、ありたいまちである「ひと咲き まち咲き あまがさき」の実現に向け、実施する取組やその方向が示されています。

第5章 計画の推進

1 市民・事業者・市の役割と責務

環境問題は社会経済活動やライフスタイルそのものが大きな原因となっており、市の取組だけでは解決が困難となっていることから、市民・事業者・市の3者が目指す環境像を共有し、互いの得意・不得意を理解しながら協力・連携して取り組んでいきます。

(1) 市民の役割と責務

- ・自らの日常生活が尼崎の環境や地球環境に影響を与えていることを認識し、日常生活に伴う環境負荷の低減や環境改善に努めます。
- ・地域の環境活動への参加やエシカル消費などにより、身近なところから環境問題への解決に取り組めます。

(2) 事業者の役割と責務

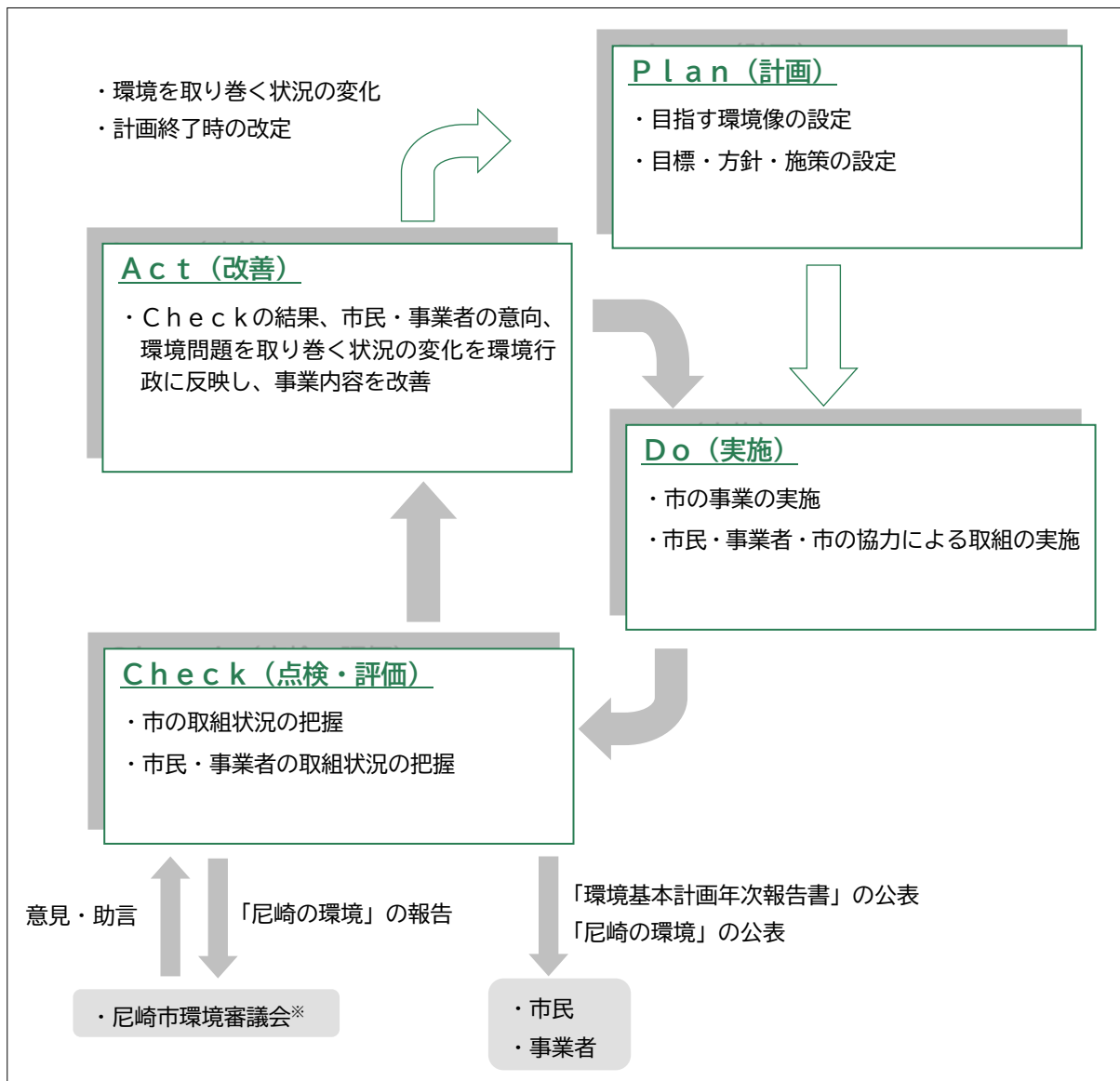
- ・自らの事業活動が尼崎の環境や地球環境に影響を与えていることを認識し、事業活動に伴う環境負荷の低減や環境改善に努めます。
- ・環境配慮型のモノ・サービスの消費・提供により経済のグリーン化に協力します。

(3) 市の役割と責務

- ・市民や事業者と協力・連携しながら環境に関する施策を講じていきます。
- ・取組の成果・課題について情報提供を行うことで、市民や事業者がその役割と責務を果たすことができるよう啓発や支援を行います。
- ・事業の実施にあたっては、関係部署と連携を図り、環境負荷の低減や環境改善の視点を組み込みます。また、必要に応じて国や県などとの連携を図ります。

2 計画の進捗管理

- ・毎年度の環境に関する取組状況については、施策評価の仕組みを通じて確認するとともに、取組内容については、「環境基本計画年次報告書」として取りまとめ、公表します。
- ・中間見直し（5年目）・改定（10年目）のタイミングで環境に関する取組や基礎データの傾向などの整理、評価を行い「尼崎の環境」として、尼崎市環境審議会に報告し、環境政策の方向性などについて意見・助言を受けた上で、公表します。

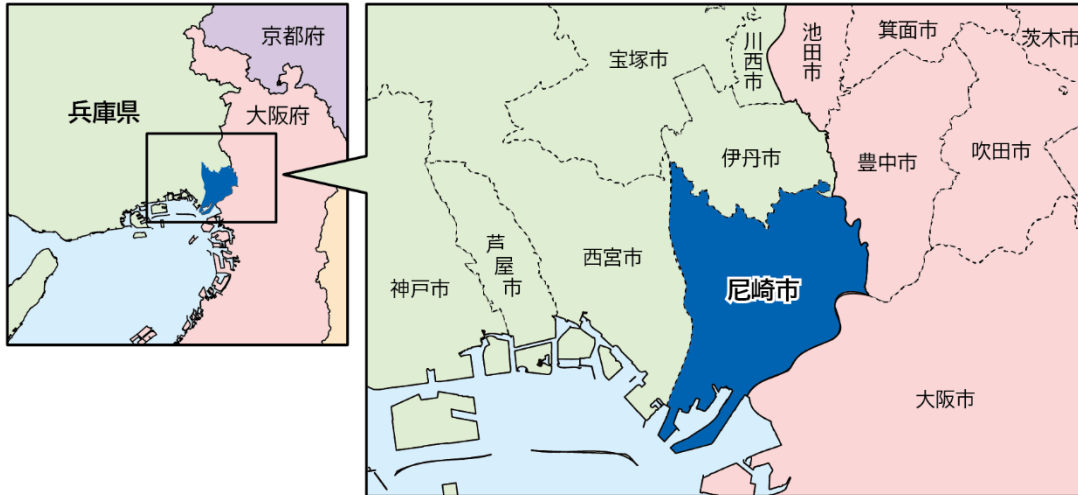


※尼崎市環境審議会とは、学識経験者、市民・産業界の代表者などから構成されており、①市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること、②環境の保全に関する事項に関し、市長に意見を述べることに係る事務をつかさどっています。

1 尼崎市の概況

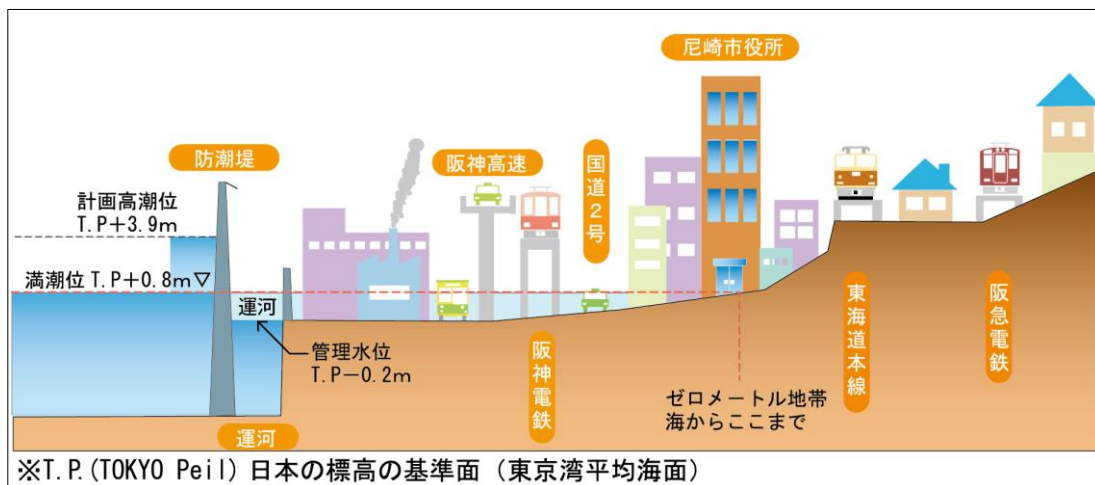
(1) 位置・地勢

- ・兵庫県の南東部に位置し、市域面積は、50.71 km²で、東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市、西は武庫川を隔てて西宮市と接しており、南は大阪湾に面しています。



尼崎市の位置

- ・尼崎は、武庫川水系と猪名川水系、大阪湾の沿岸潮流が運ぶ土砂の堆積、気候変動により海水面が下降する海退現象によってこの数千年の間に形成された比較的新しい土地といえます。
- ・市域は武庫川・猪名川の両水系が運ぶ土砂が堆積した沖積平野、北部の伊丹大地南縁部、中央部に広がる河岸平野部から構成されており、近代以降の地盤沈下の影響もあって、市域の約3分の1は海拔ゼロメートル地帯となっています。北に行くに従って標高が高くなりますが、ほとんど起伏のない平坦な地形であり、伊丹市との境界線付近は標高5～10メートル前後の高さとなっています。

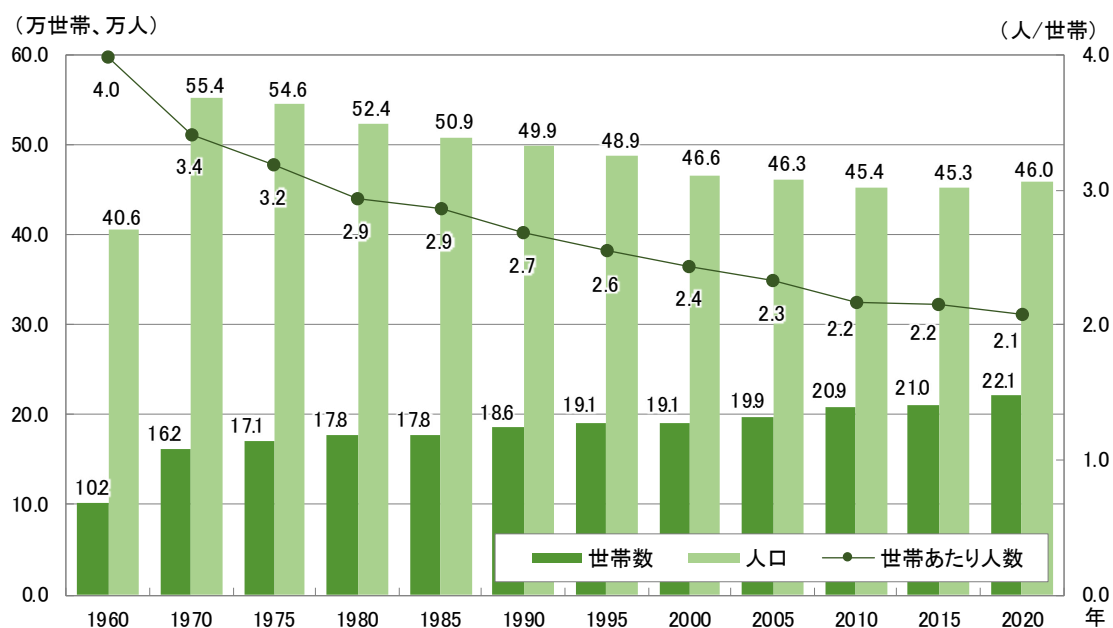


尼崎市の南北断面図

出典・参考：尼崎市資料

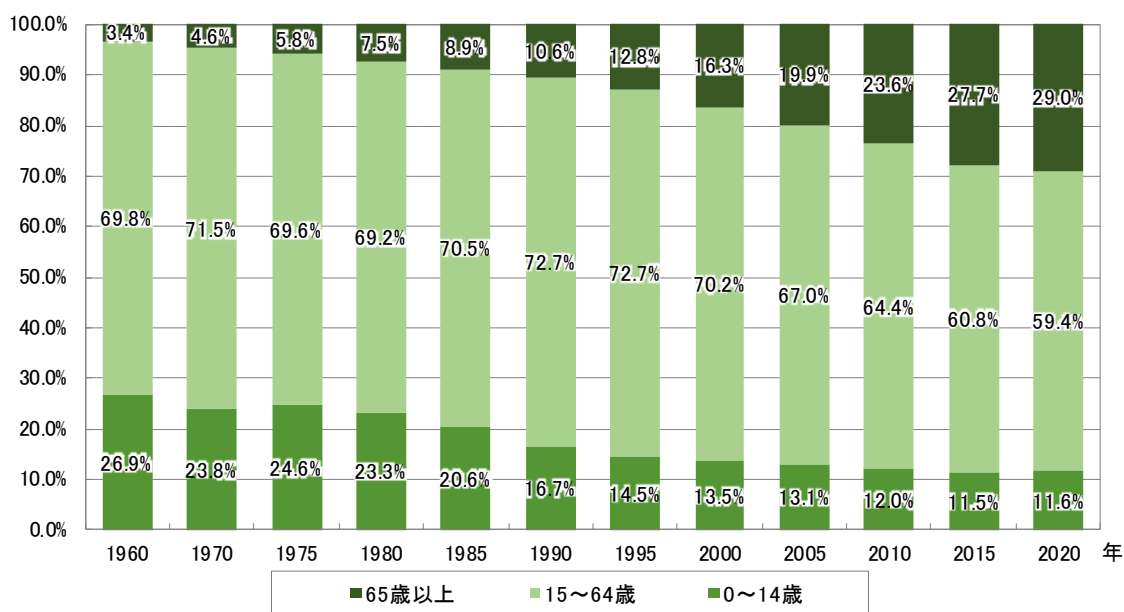
(2) 社会的条件

① 人口



人口・世帯数・世帯あたり人数

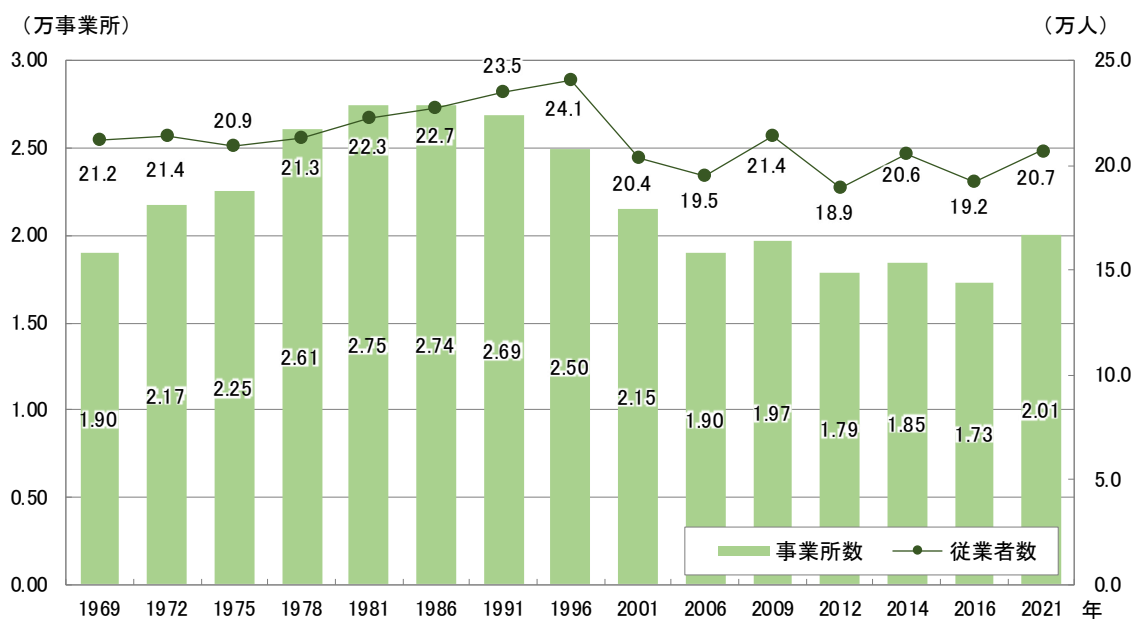
出典・参考：国勢調査



年齢別人口比率

出典・参考：国勢調査

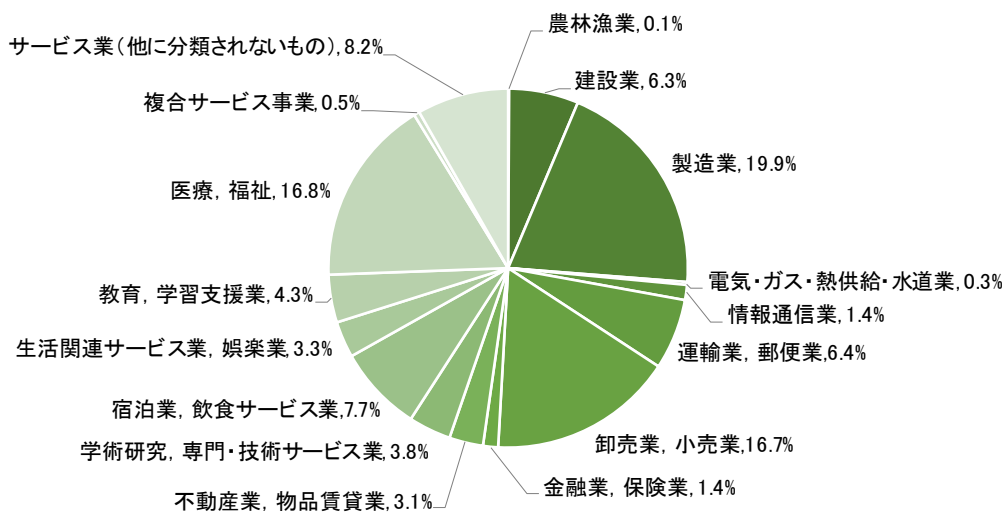
② 産業



事業所数・従業者数

出典・参考：事業所・企業統計調査、経済センサス

※平成 18 年(2006 年)以前は事業所・企業統計調査、平成 21 年(2009 年)以降は経済センサスに基づく値であり、調査手法が異なる。

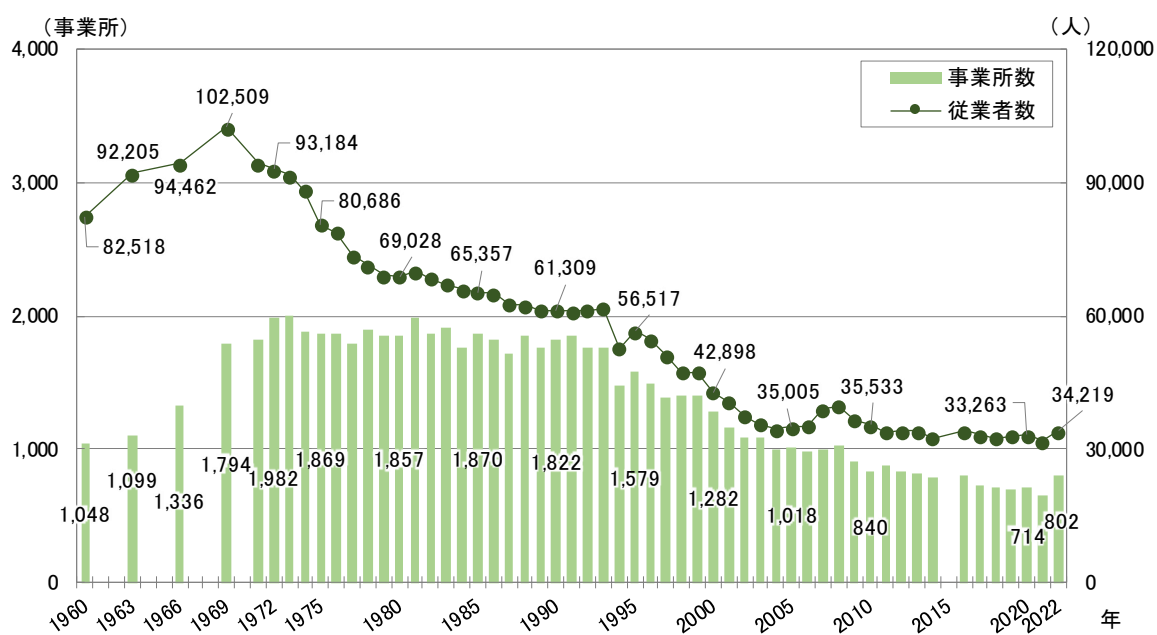


産業別従業者数割合

出典・参考：令和 3 年(2021 年) 経済センサス-活動調査

※令和 3 年度(2021 年度) 時点

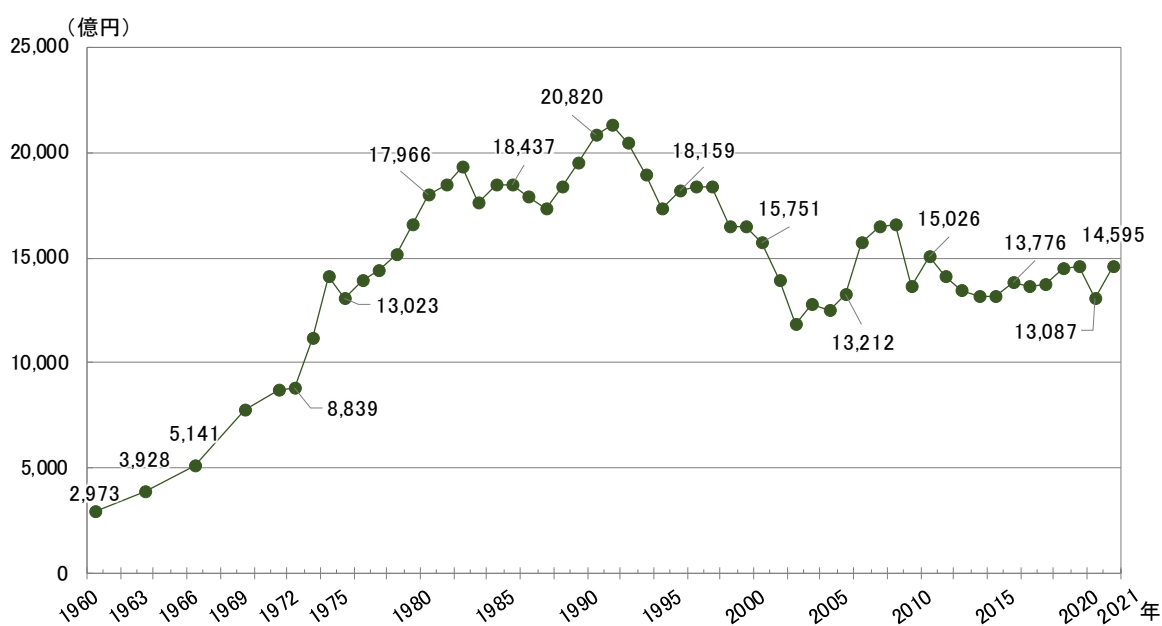
③ 製造業



製造業の事業所数

出典・参考：工業統計調査

※昭和 35 年(1960 年)から昭和 44 年(1969 年)までは 3 年に 1 回調査を実施、昭和 45 年(1970 年)は調査未実施。

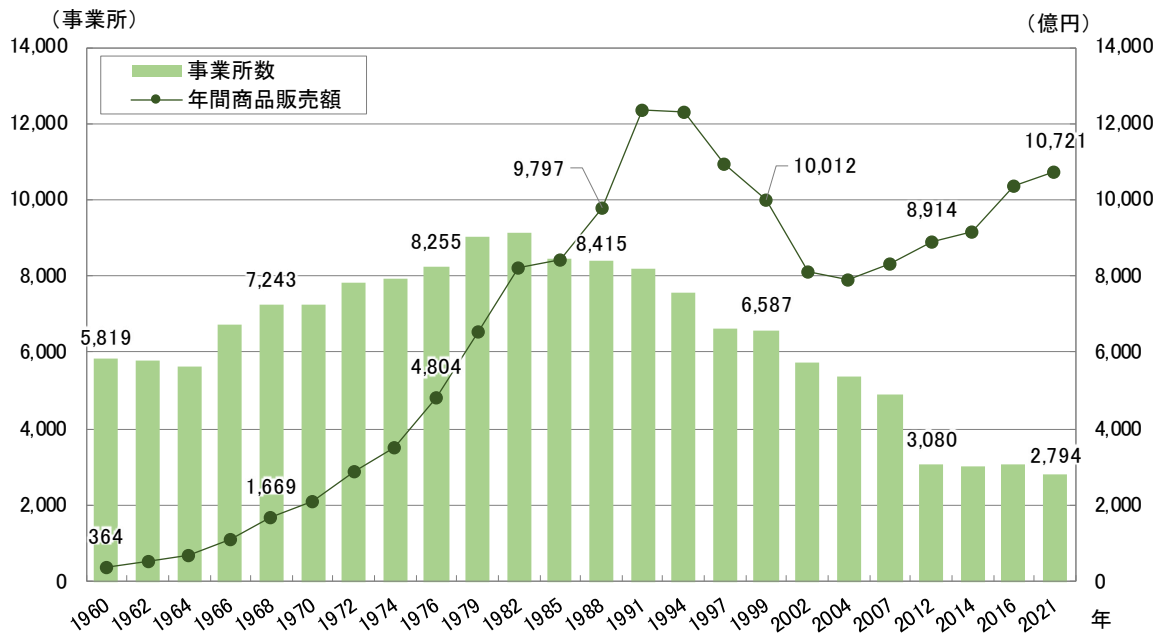


製造品出荷額等

出典・参考：工業統計調査

※昭和 35 年(1960 年)から昭和 44 年(1969 年)までは 3 年に 1 回調査を実施、昭和 45 年(1970 年)は調査未実施。

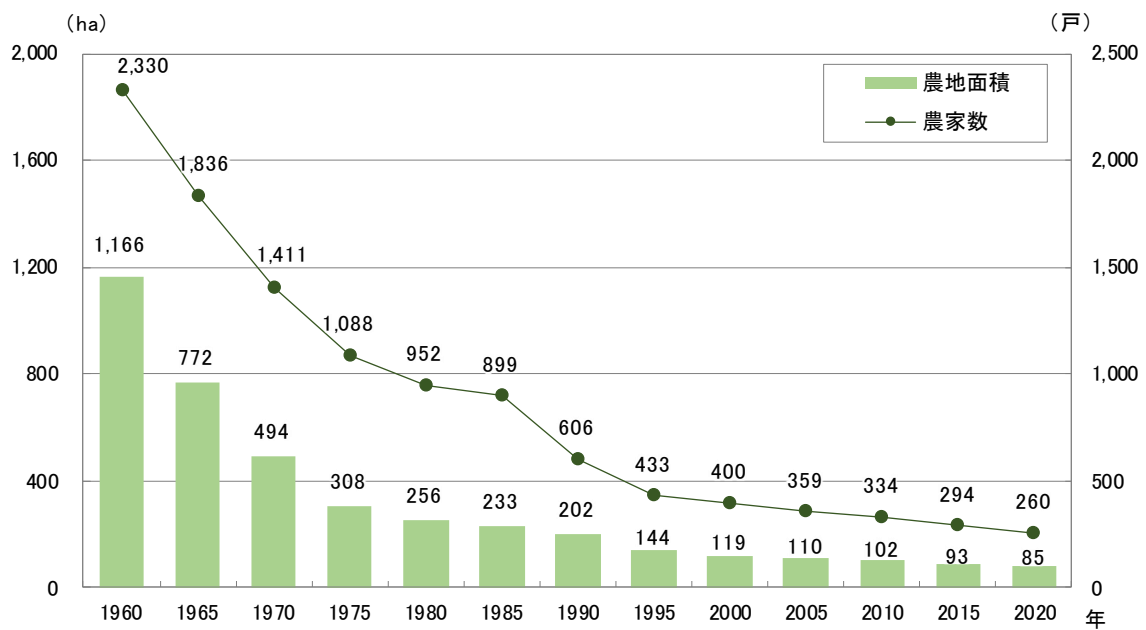
④ 商業



商業（小売業・卸売業）の事業所数・年間商品販売額

出典・参考：商業統計調査、経済センサス-活動調査

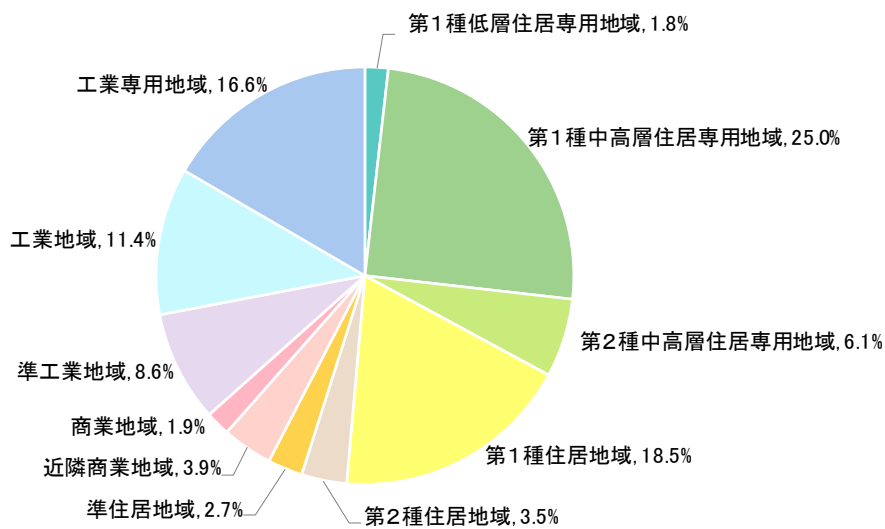
⑤ 農業



農家数・農地面積

出典・参考：農業センサス、尼崎市統計書

⑥ 土地利用



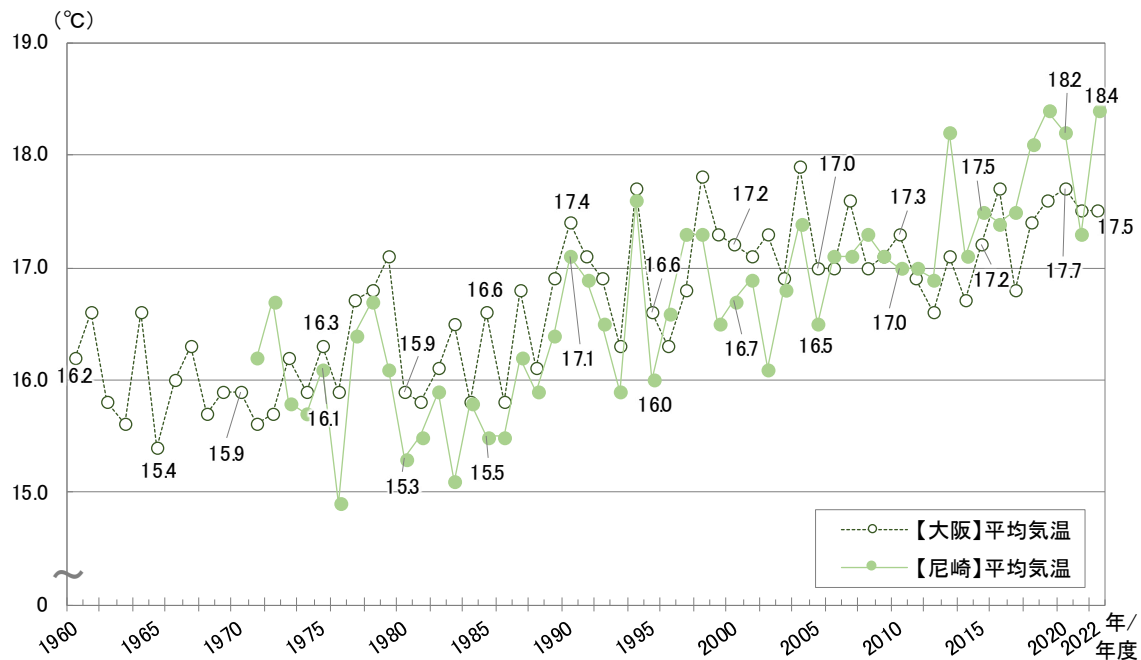
用途地域別面積割合

出典・参考：尼崎市資料

※令和5年度（2023年度）時点

(3) 自然的条件

① 気温

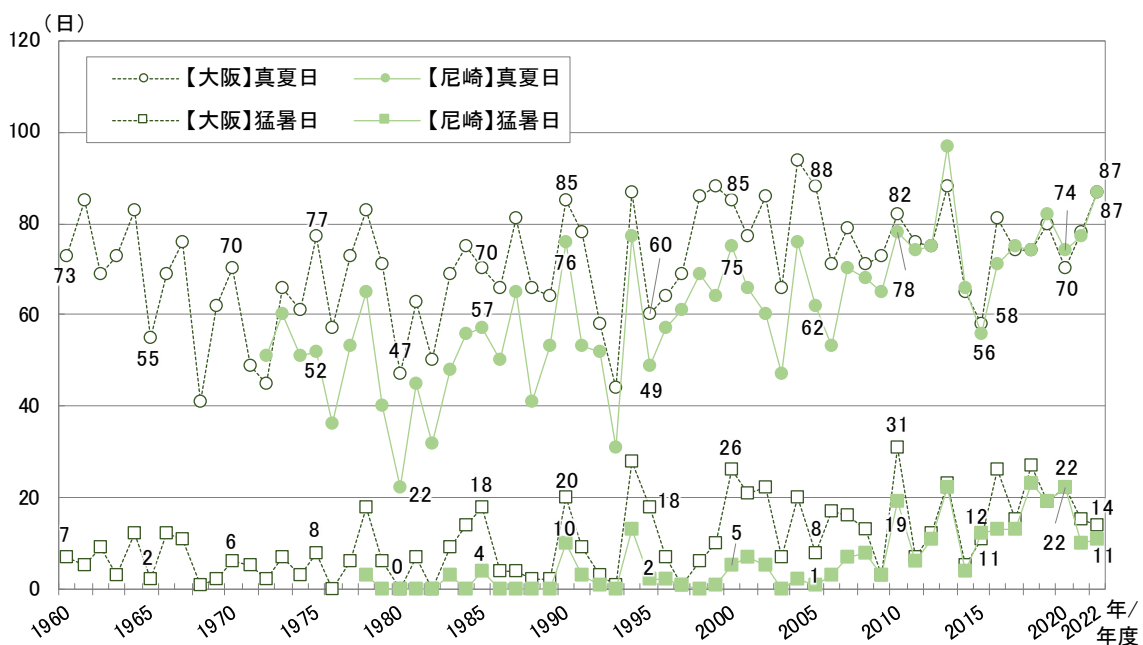


平均気温の変化 (大阪管区气象台・国設尼崎大気環境測定所)

出典・参考：気象庁ウェブサイト <https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/>、尼崎市資料

※大阪管区气象台の値は年単位、国設尼崎大気環境測定所の値は年度単位(1時間値から算出)で集計されている。

② 真夏日・猛暑日の日数



真夏日 (日最高気温 30°C以上) と猛暑日 (日最高気温 35°C以上) の日数の推移

(大阪管区气象台・国設尼崎大気環境測定所)

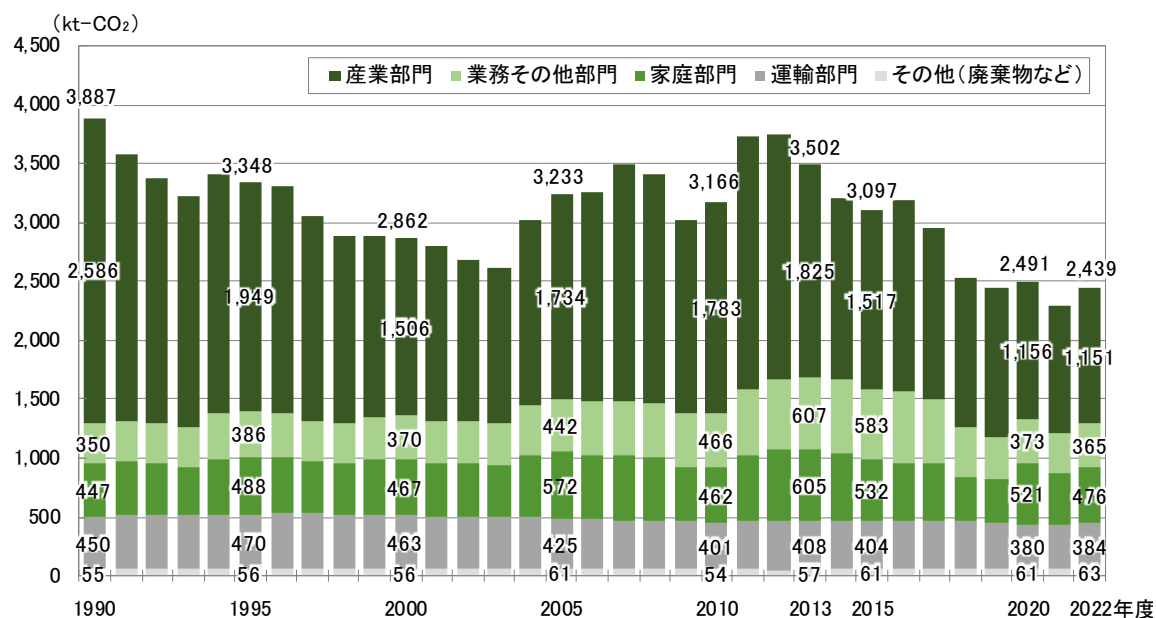
出典・参考：出典・参考：気象庁ウェブサイト <https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/>、尼崎市資料

※大阪管区气象台の値は年単位、国設尼崎大気環境測定所の値は年度単位(1時間値から算出)で集計されている。

2 環境の現状

(1) 脱炭素社会に関する事項

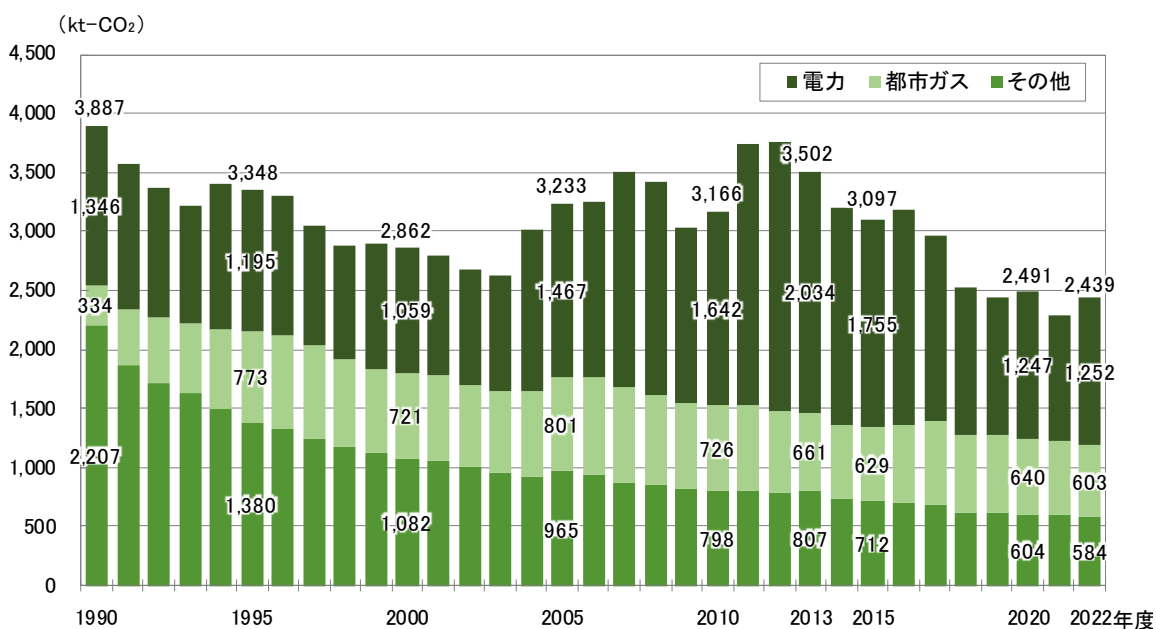
① 二酸化炭素排出量



部門別二酸化炭素排出量

出典・参考：尼崎市資料

※令和4年度(2022年度)は速報値

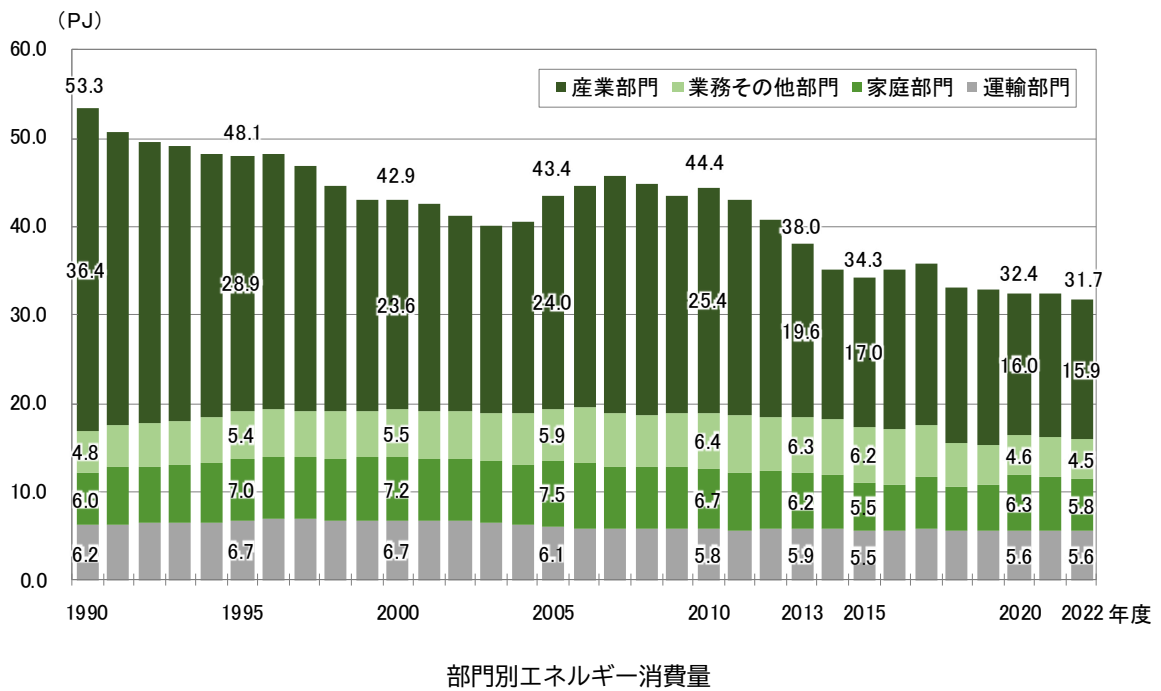


エネルギー種別二酸化炭素排出量

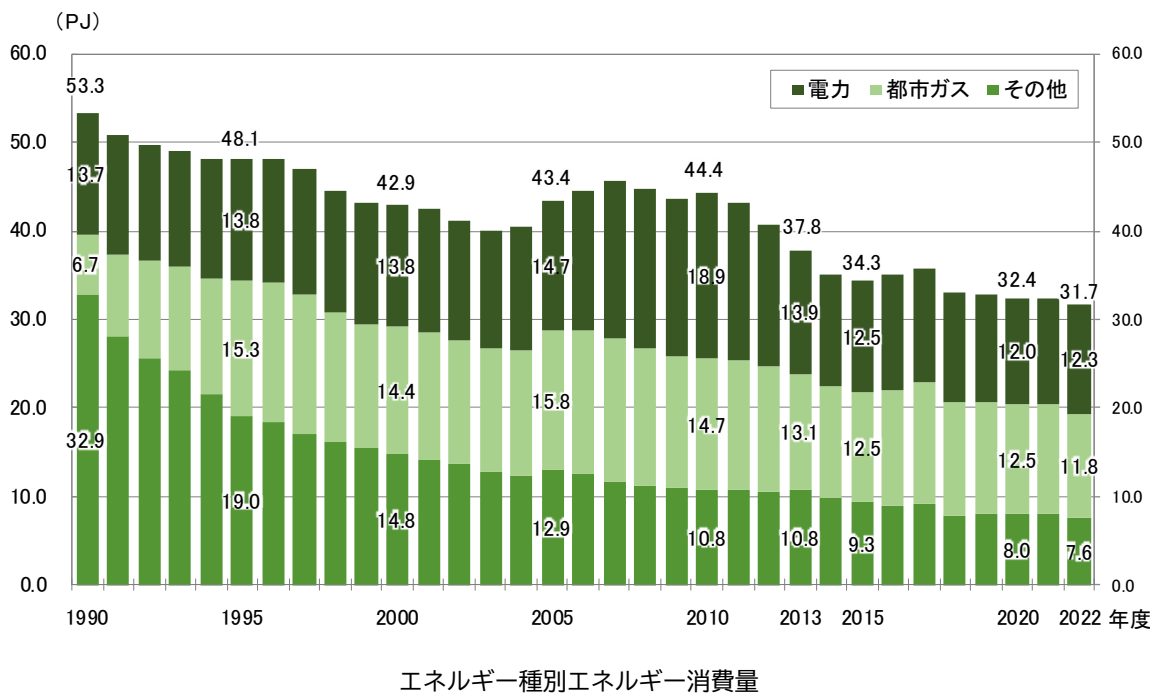
出典・参考：尼崎市資料

※令和4年度(2022年度)は速報値

② エネルギー消費量

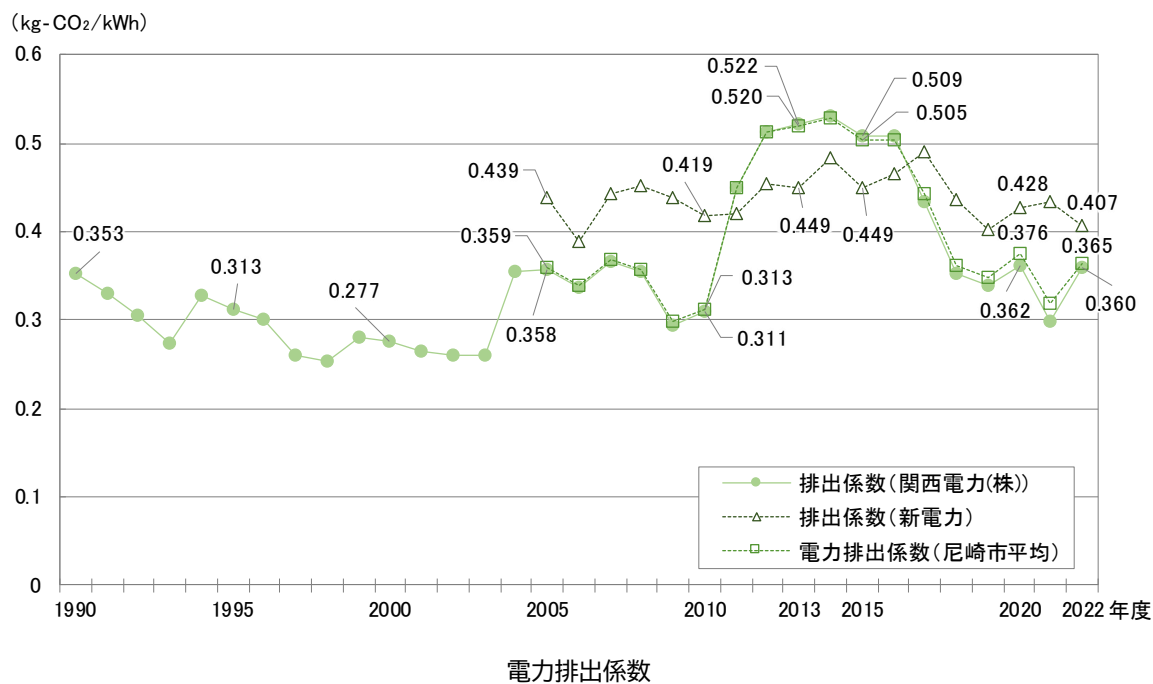


出典・参考：尼崎市資料



出典・参考：尼崎市資料

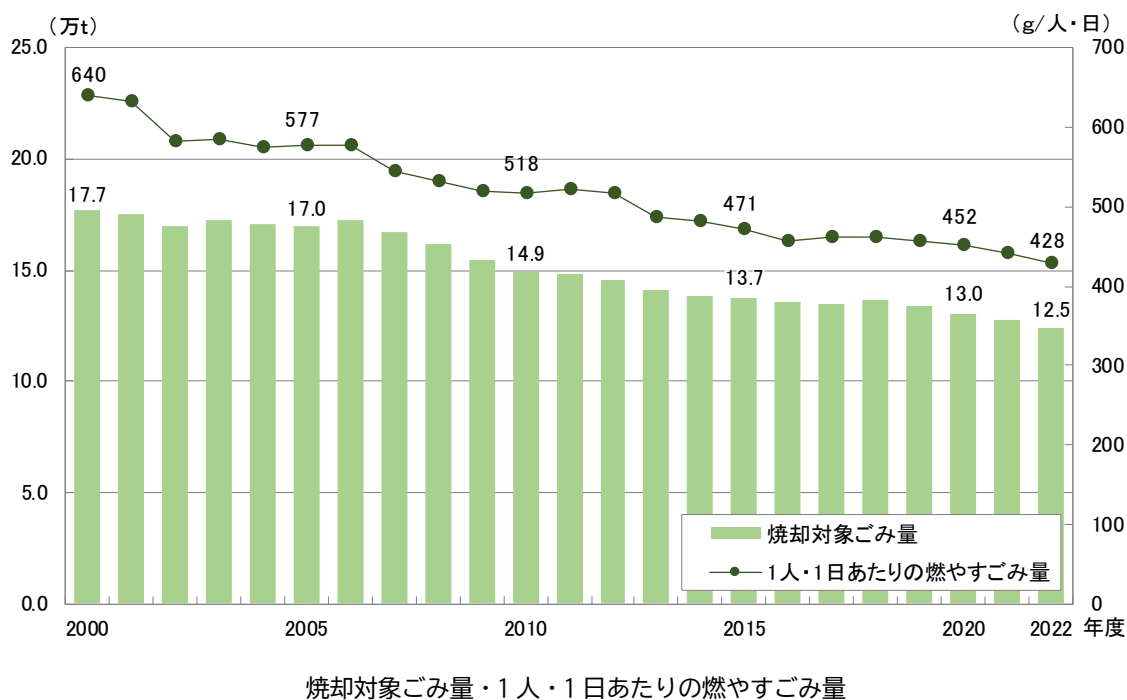
③ 電力排出係数



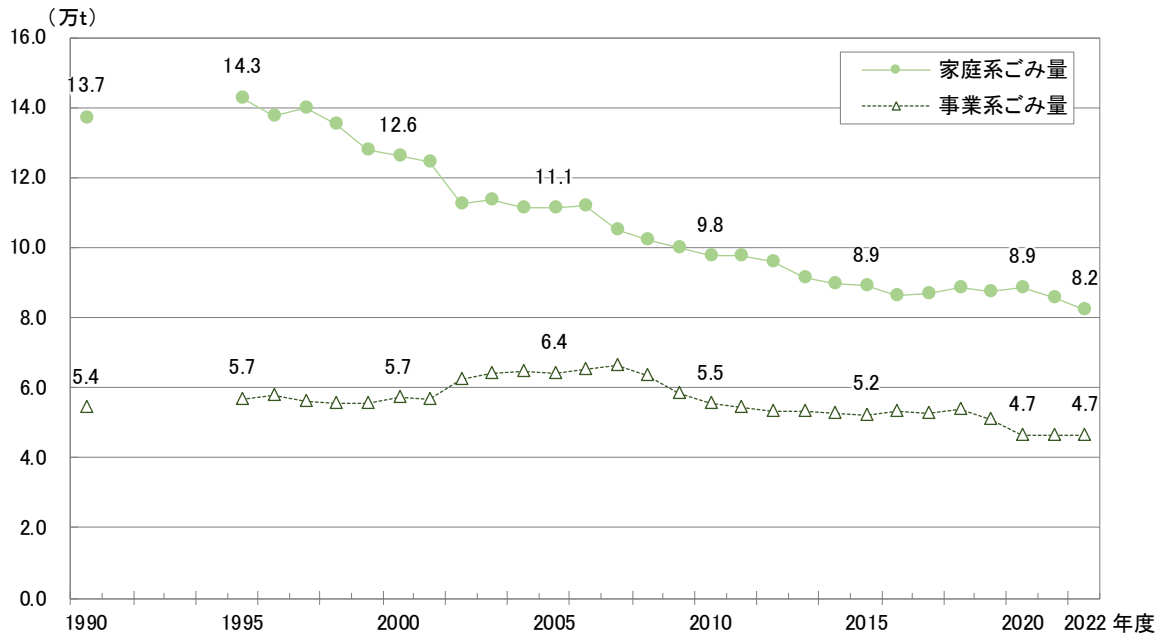
出典・参考：尼崎市資料

(2) 循環型社会に関する事項

① ごみ排出量



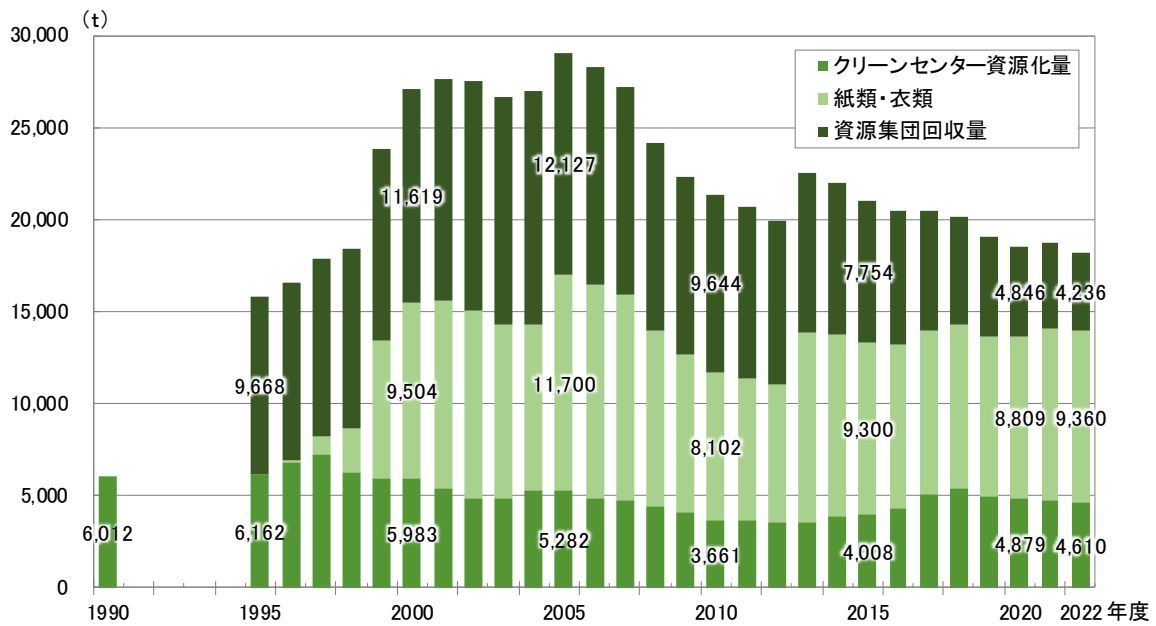
出典・参考：尼崎市資料



家庭系ごみ量・事業系ごみ量

出典・参考：尼崎市資料

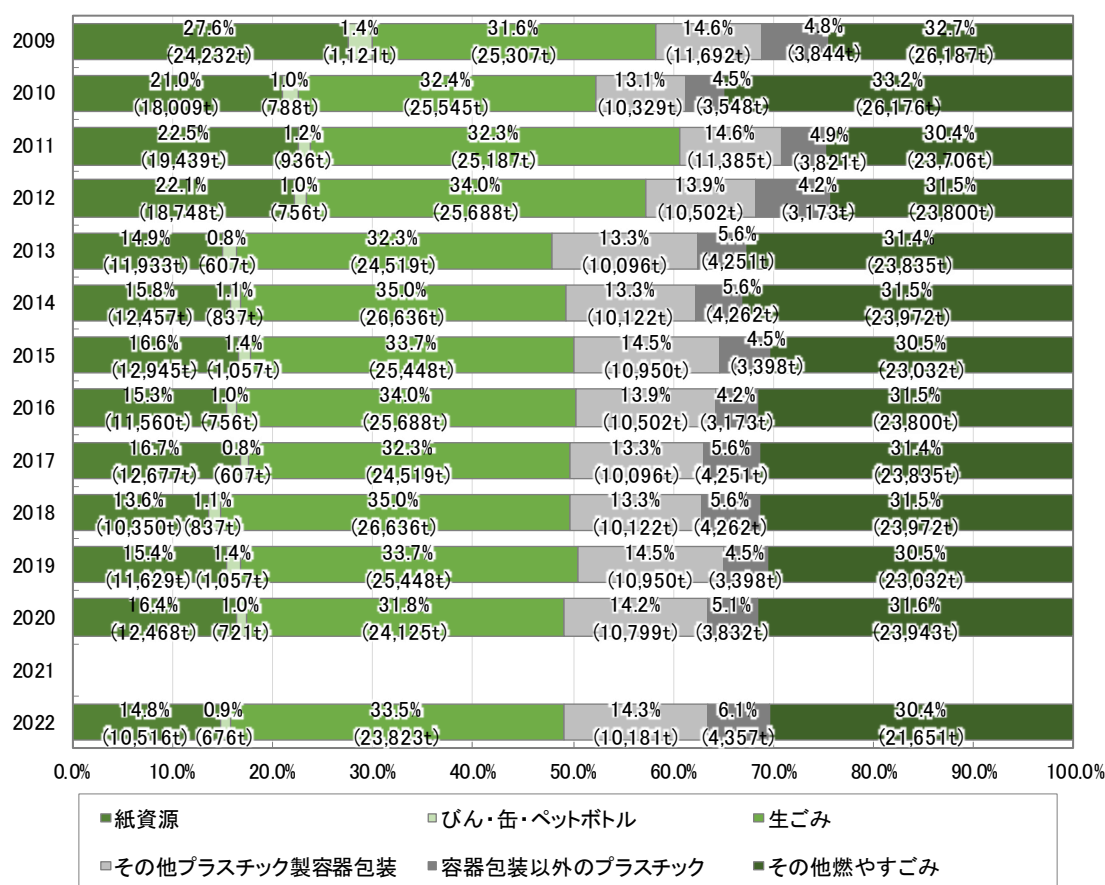
② 資源化量



資源化量

出典・参考：尼崎市資料

③ 燃やすごみの組成

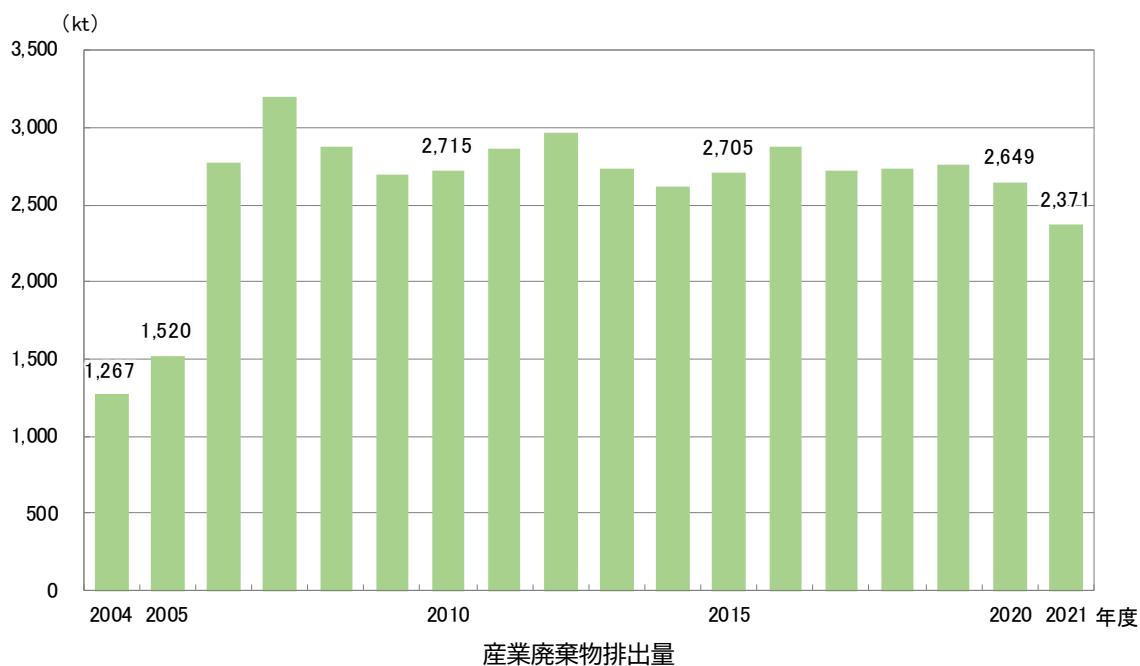


燃やすごみの組成

出典・参考：尼崎市資料

※令和3年度（2021年度）は新型コロナウイルス感染症対策として把握を行っていない。

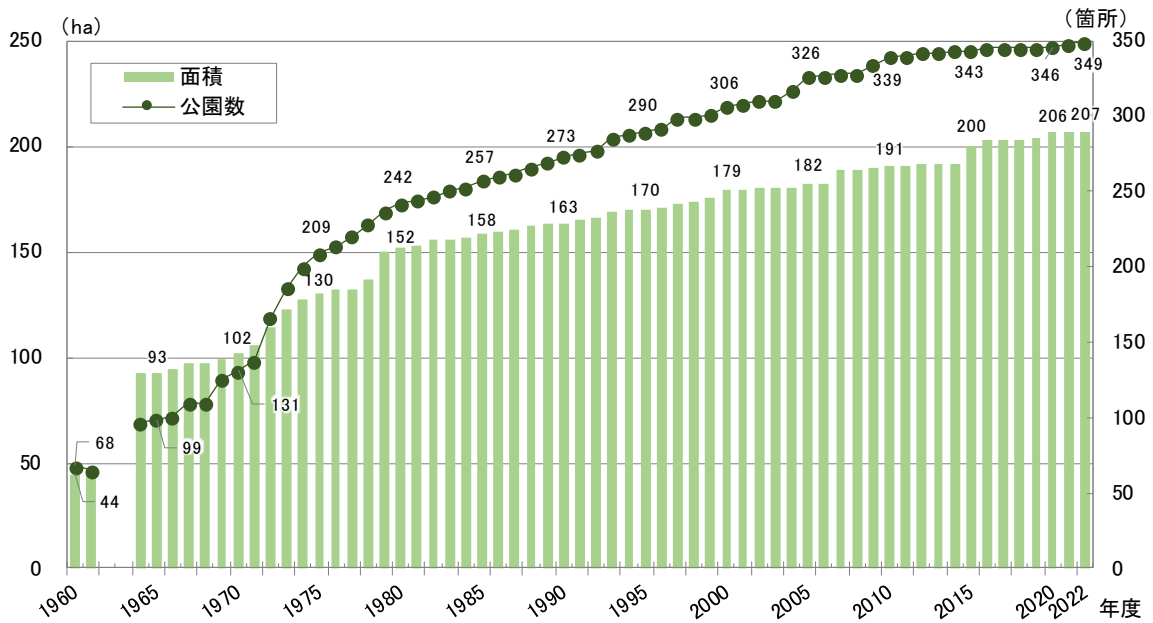
④ 産業廃棄物



出典・参考：環境基本計画年次報告書

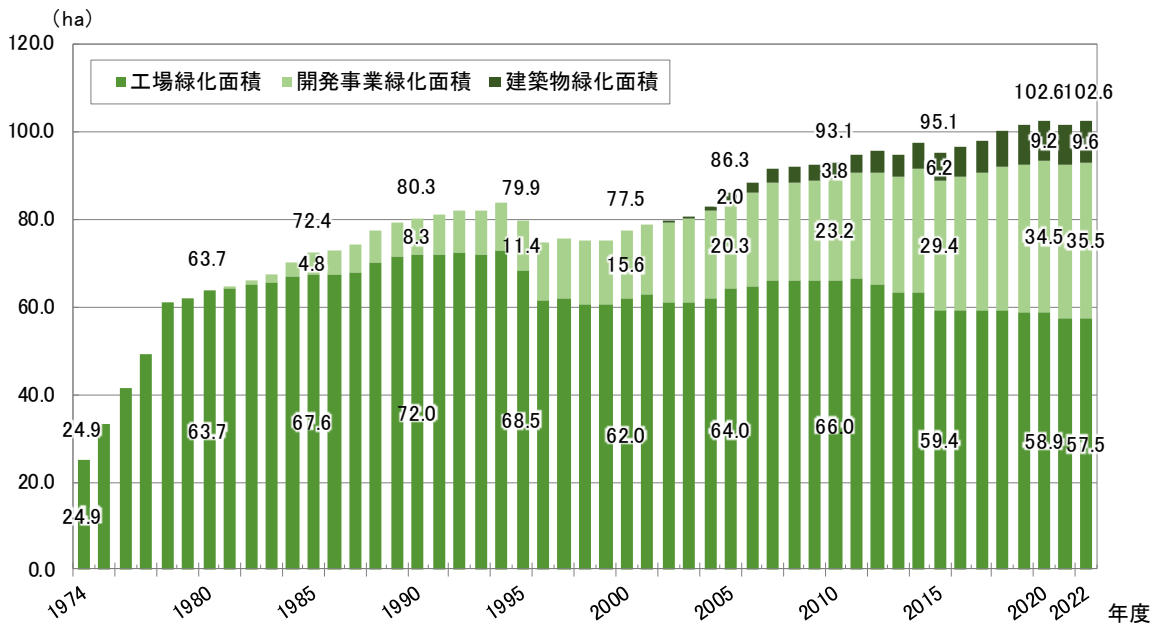
(3) 自然共生社会に関する事項

① 緑地



都市公園面積

出典・参考：尼崎市資料

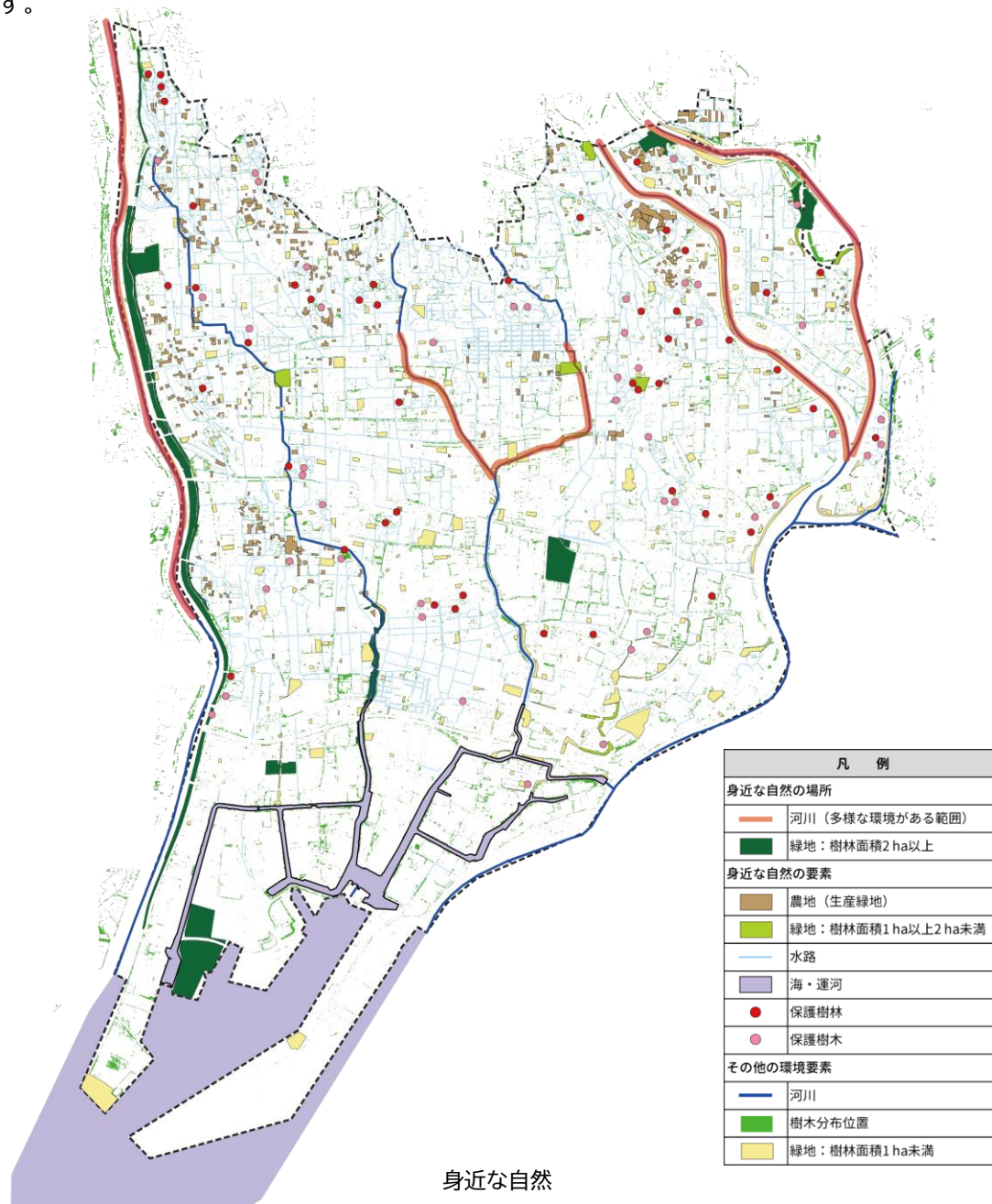


緑化面積

出典・参考：公園・緑化のあゆみ

②身近な自然

- ・生物の生息・生育環境として重要、またはポテンシャル（潜在的な可能性）がある場所・要素を「身近な自然」として、生活環境などに配慮しながら将来にわたって大切に継承していきます。



【河川】

- ・武庫川・猪名川・藻川には比較的豊かな自然環境があり、回遊性のアユやウナギ、緩流・止水環境にはミナミメダカ、干潟にはクロベンケイガニなどが確認されており、水生生物が生息するための多様な環境が残されているといえます。また、河原や河川敷には様々な植物が生息しており、鳥類や昆虫、哺乳類などの生息場所となっています。
- ・市街地を流れる庄下川・昆陽川は護岸整備などにより人工的な環境にありますが、中流域には洲があり植生が見られるとともに、捨石による自然護岸となっている区間などがあり、ドジョウやニホンイシガメなどの希少な水生生物が生息しています。
- ・河川は他の場所に比べても生物を多く確認できる場所であり、尼崎を代表する自然環境といえ

ますが、ナガエツルノゲイトウやオオクチバス、アメリカザリガニ、ミシシippアカミミガメなど、多くの外来種も確認されています。



武庫川



藻川



庄下川

【樹林】

- ・ 尼崎で古くに存在していた樹林としては、河川沿いに成立するエノキ・ムクノキから構成される河畔林があり、佐撲丘、猪名川自然林、農業公園などにおいて、この特徴を有する樹林がわずかに残存しています。また、社寺林においてもクスノキやイチヨウなどと併せて、エノキ・ムクノキが含まれている。
- ・ 樹林によっては、コゲラやシジュウカラなどの樹林性の鳥類を確認できるほか、落葉や朽木がそのまま残されている場合には、クワガタ類やニホンヤモリが生息していることもあります。また、農業公園にはヒメボタルが自生しています。
- ・ 河畔林は河川沿いの氾濫などの影響を受ける環境に成立しますが、現在は治水対策が進み、氾濫が生じなくなったため、樹林内でアラカシやヤブニッケイ、ヤブツバキなどの照葉樹が増えています。



猪名川自然林



佐撲丘



社寺林

【農地・水路】

- ・ 都市化が進んでいる尼崎にも農地・水路が残っており、デンジソウやヒメミズワラビ、カワチシャなどの希少な植物、ツチガエル、トノサマガエル、ヌマガエルなどのカエル類などが水辺・湿性の環境に生息・生育しています。また、市街地においても水路網が残されており、トンボ類などの水辺に生息する生物を市域で広く見ることができます。
- ・ 農地が全体的に減少傾向にあること、まとまった農地の一部が宅地化され、農地の断片化が生じることで、水辺・湿性の環境に依存して生息・生育する種がみられなくなりつつあります。



農地



農地・住宅地の混在地



水路

【市街地（公園・住宅地）】

- ・規模の大きな公園（樹林面積が概ね 2 ha 以上）には、樹林地や草地、小川、池など、多様な環境が存在しています。植物では希少種を含め様々な草木が植栽されており、鳥類では樹林にヒヨドリやシジュウカラ、水辺にセキレイ類やサギ類、昆虫ではトンボ類やバッタ類、魚類ではミナミメダカなどが見られます。また、これに準ずる規模の公園（樹林面積が概ね 1 ha 以上 2 ha 未満）については、周辺にも緑を増やすことで、公園内の環境の安定化につながります。
- ・住宅地では、住宅や道路で植栽やいわゆる雑草とよばれる植物が見られるほか、人家周辺に広く生息しているスズメ、ドバト、カラスなどが見られます。
- ・公園は日常的に人が立ち入る場所であるため、手入れが行き届いており、落葉・朽木などが少なく林床環境が乏しくなっているほか、樹種も単調となっています。
- ・公園・住宅地における植栽や街路樹にはトウネズミモチなどの鳥類が種を運ぶ外来種などが確認されています。



西武庫公園



上坂部西公園



住宅地

【臨海部】

- ・海岸は人工化されており、自然的な浜辺はありませんが、海・運河ではクロダイやアジなどの釣魚をはじめ、様々な海水魚・汽水魚が確認されています。また、運河についてはガンカモ類の渡来地として冬季には多数のホシハジロを見ることができます。
- ・工場においてセットバック緑化などの取組が行われているほか、全国的にも珍しい取組として、工場跡地において地域性苗木を用いた緑化が進められている尼崎の森中央緑地があり、尼崎の生物多様性の核を担う緑地として期待されています。
- ・臨海部は工業地帯となっており、様々な貨物が行き来するなど、外来種が侵入しやすい場所といえるため、注意が必要です。

工場緑化

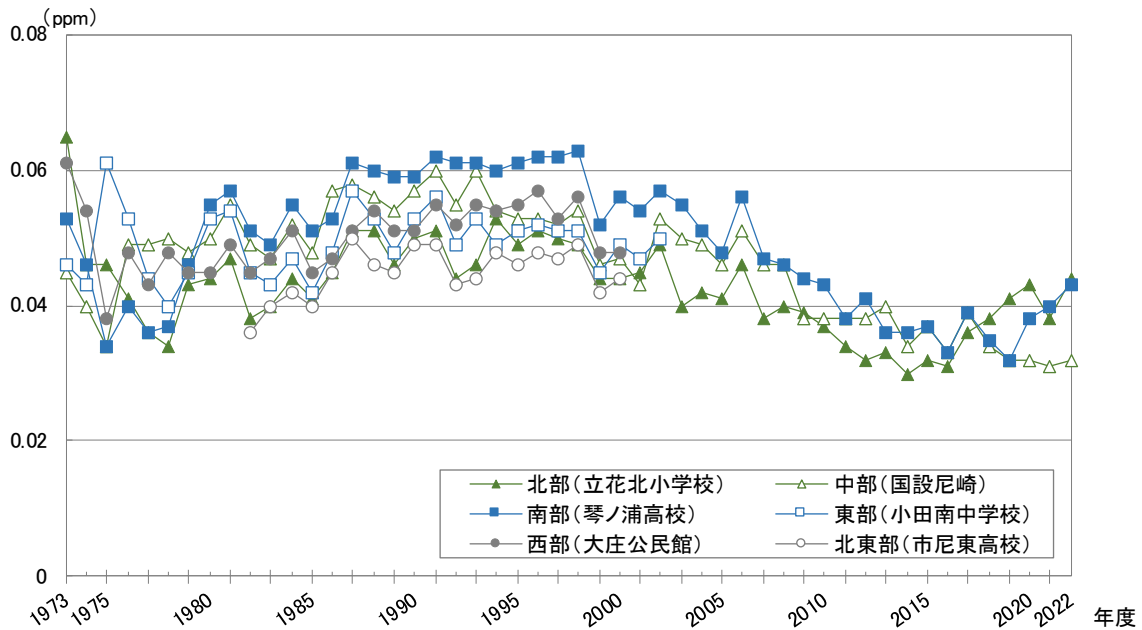


尼崎の森中央の森緑地



(4) 安全で快適な生活環境の保全に関する事項

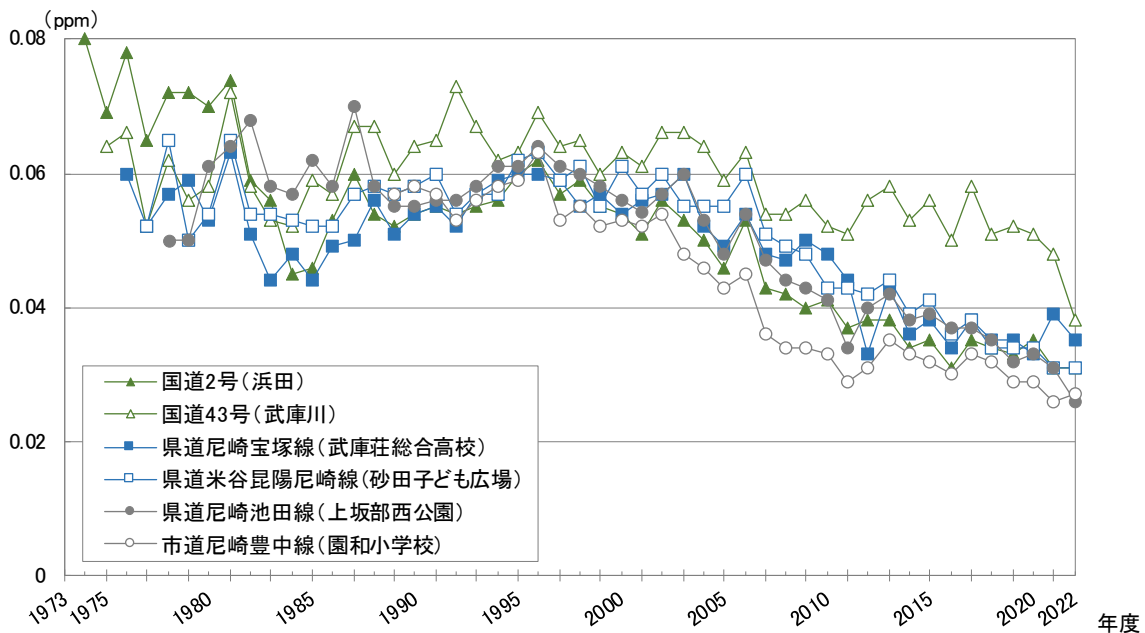
① 大気環境



二酸化窒素（一般環境大気測定局）日平均値の年間 98%値

出典・参考：尼崎市環境監視センター報

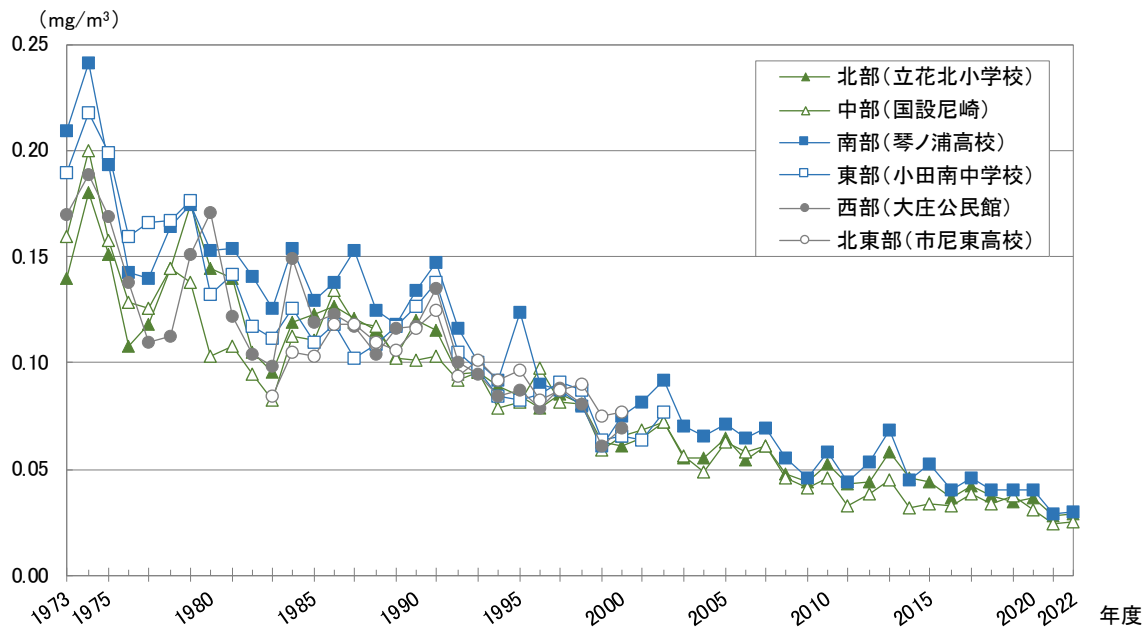
※日平均値の年間 98%値とは、年間の日平均値を低い方から並べ、98%目に該当する値をいう。



二酸化窒素（自動車排出ガス測定局）日平均値の年間 98%値

出典・参考：尼崎市環境監視センター報

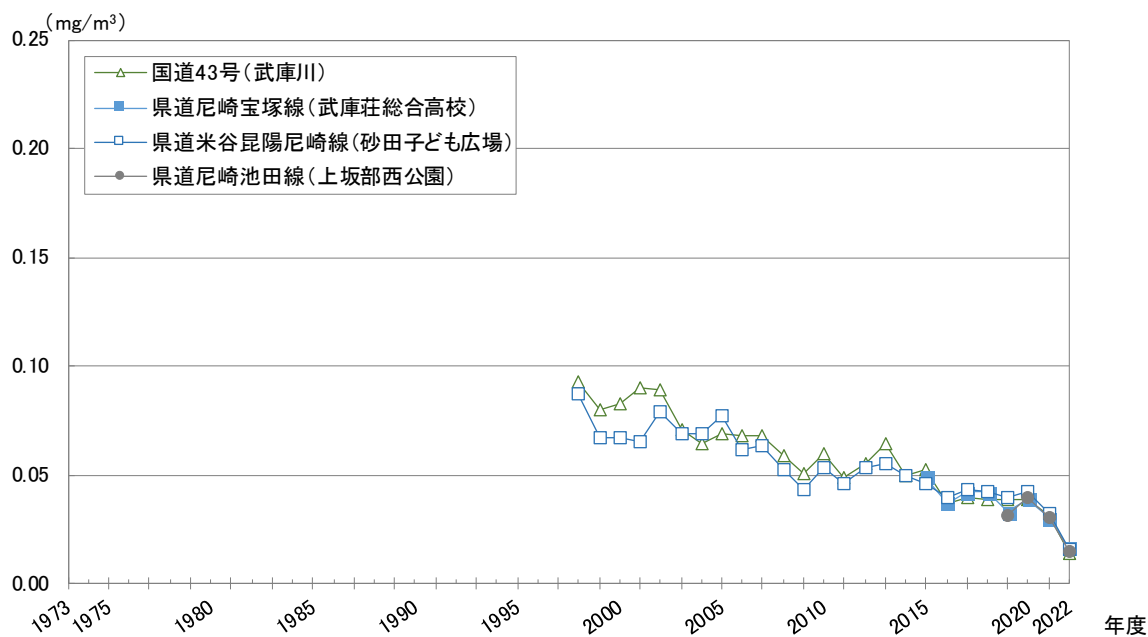
※日平均値の年間 98%値とは、年間の日平均値を低い方から並べ、98%目に該当する値をいう。



浮遊粒子状物質（一般環境大気測定局）日平均値の2%除外値

出典・参考：尼崎市環境監視センター報

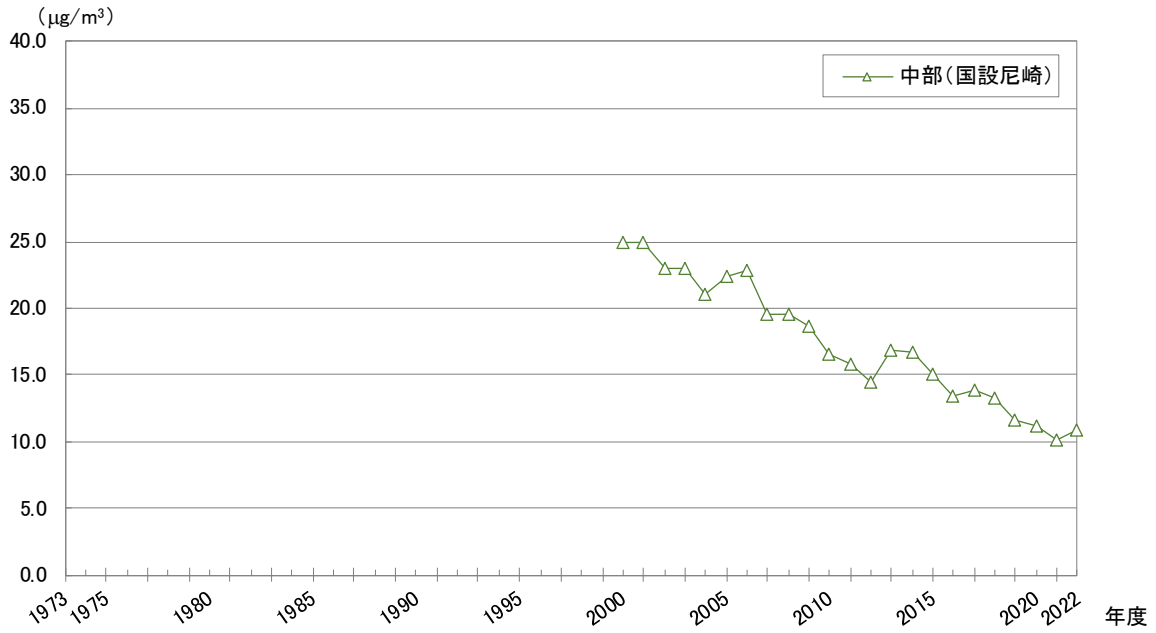
※日平均値の年間2%除外値とは、年間の日平均値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外して得られる値をいう。



浮遊粒子状物質（自動車排出ガス測定局）日平均値の2%除外値

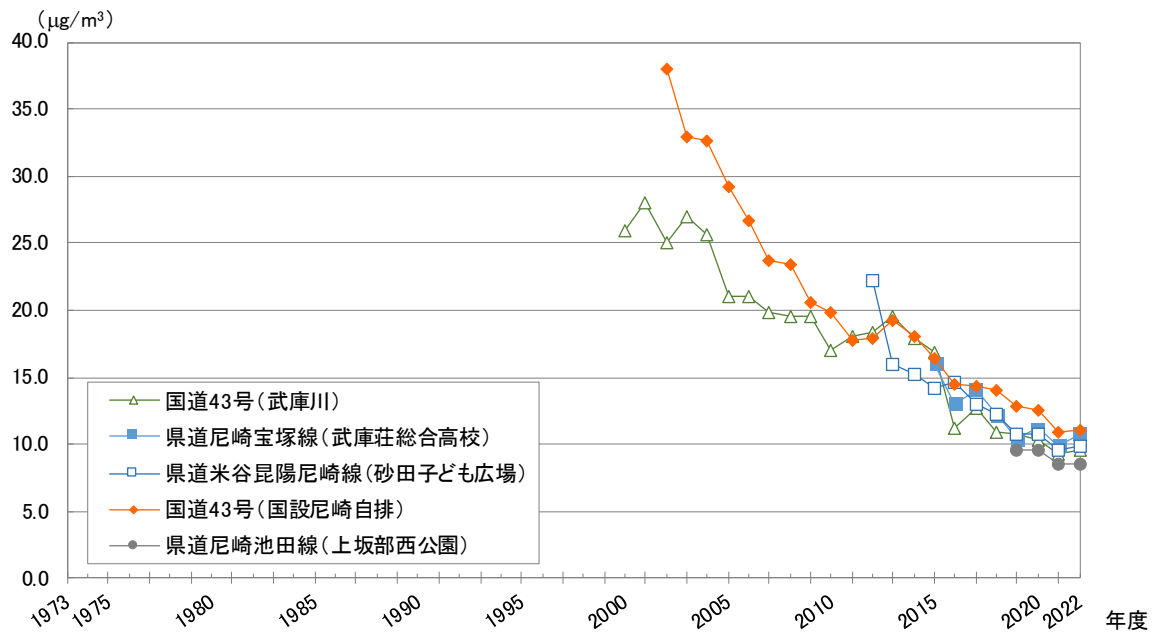
出典・参考：尼崎市環境監視センター報

※日平均値の年間2%除外値とは、年間の日平均値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外して得られる値をいう。



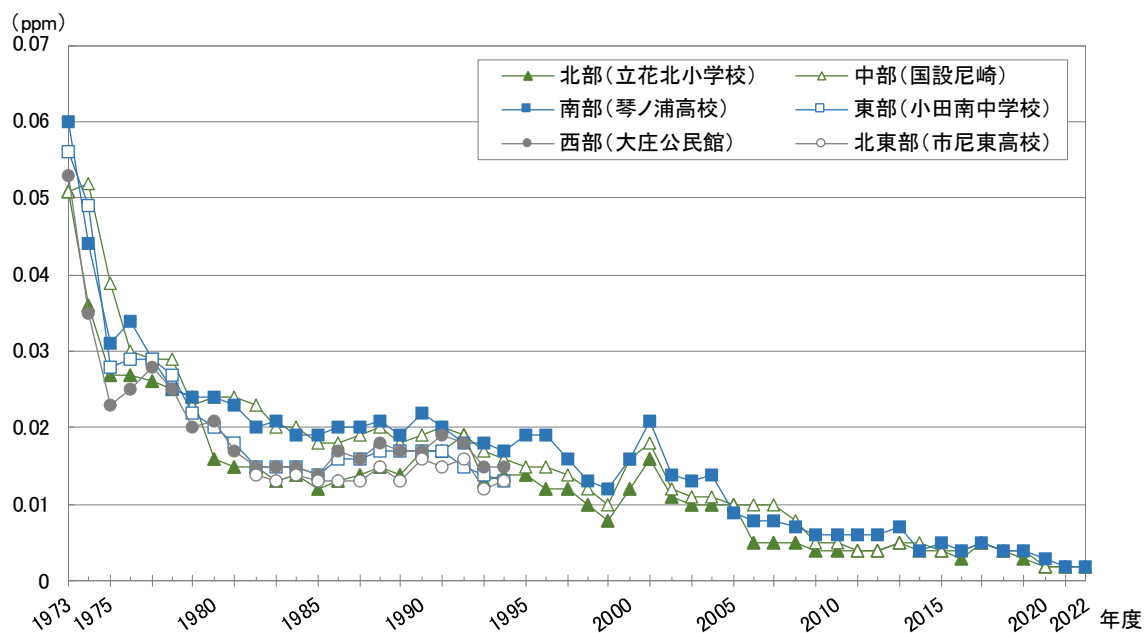
微小粒子状物質 (PM2.5) (一般環境大気測定局) 年平均値

出典・参考：尼崎市環境監視センター報



微小粒子状物質 (PM2.5) (自動車排出ガス測定局) 年平均値

出典・参考：尼崎市環境監視センター報

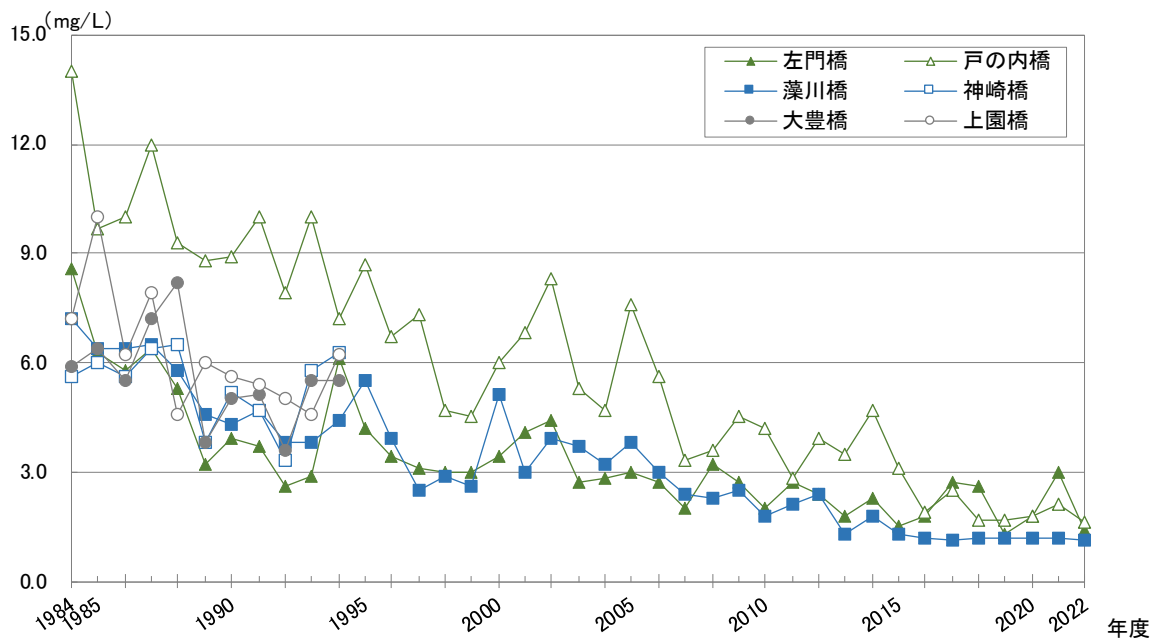


二酸化硫黄（一般環境大気測定局）日平均値の2%除外値

出典・参考：尼崎市環境監視センター報

※日平均値の年間2%除外値とは、年間の日平均値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外して得られる値をいう

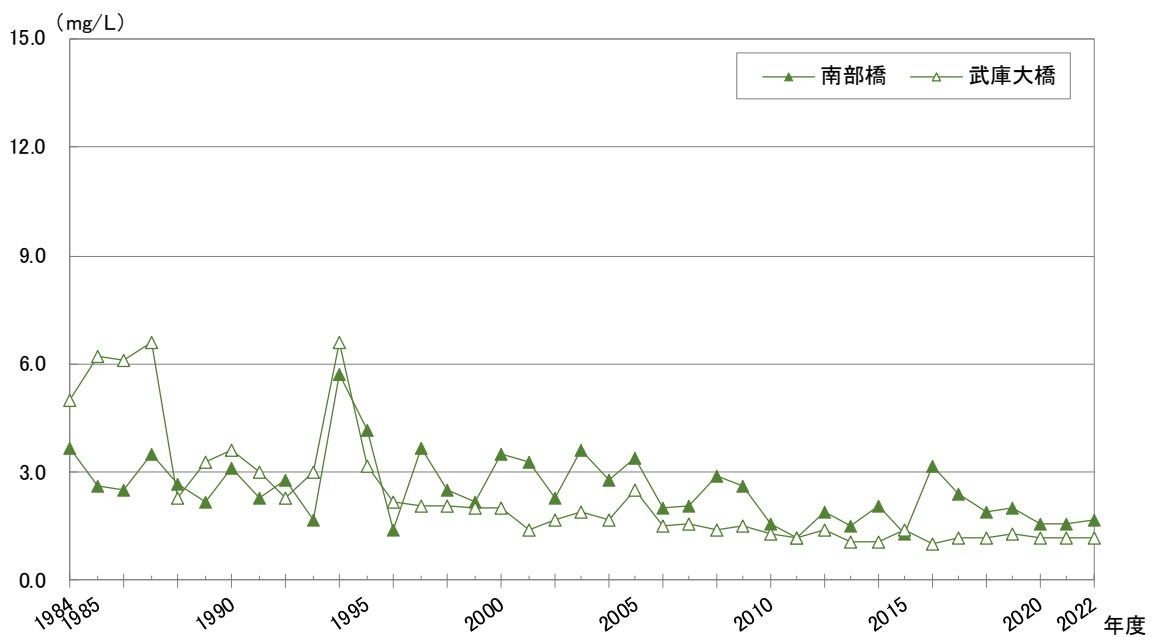
② 水環境



生物化学的酸素要求量 (BOD) (神崎川水系) 75%値

出典・参考：尼崎市環境監視センター報

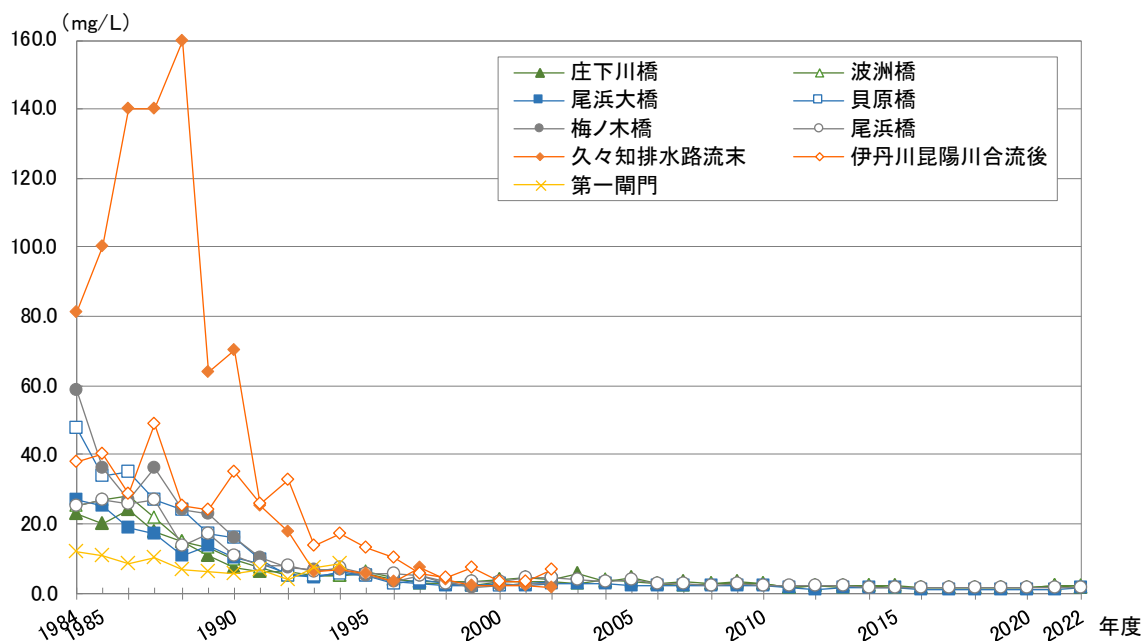
※75%値とは、年間の日平均値を低い方から順に並べ、75%目に該当する値をいう。



生物化学的酸素要求量 (BOD) (武庫川水系) 75%値

出典・参考：尼崎市環境監視センター報

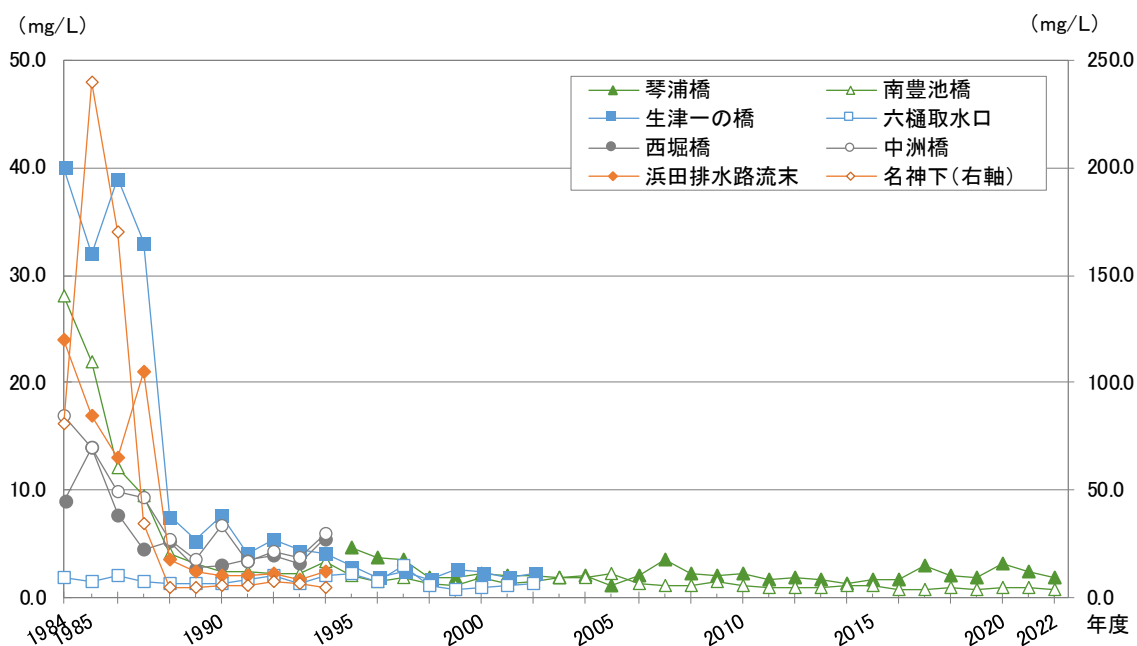
※75%値とは、年間の日平均値を低い方から順に並べ、75%目に該当する値をいう。



生物化学的酸素要求量 (BOD) (庄下川水系) 75%値

出典・参考：尼崎市環境監視センター報

※75%値とは、年間の日平均値を低い方から順に並べて、75%目に該当する値をいう。



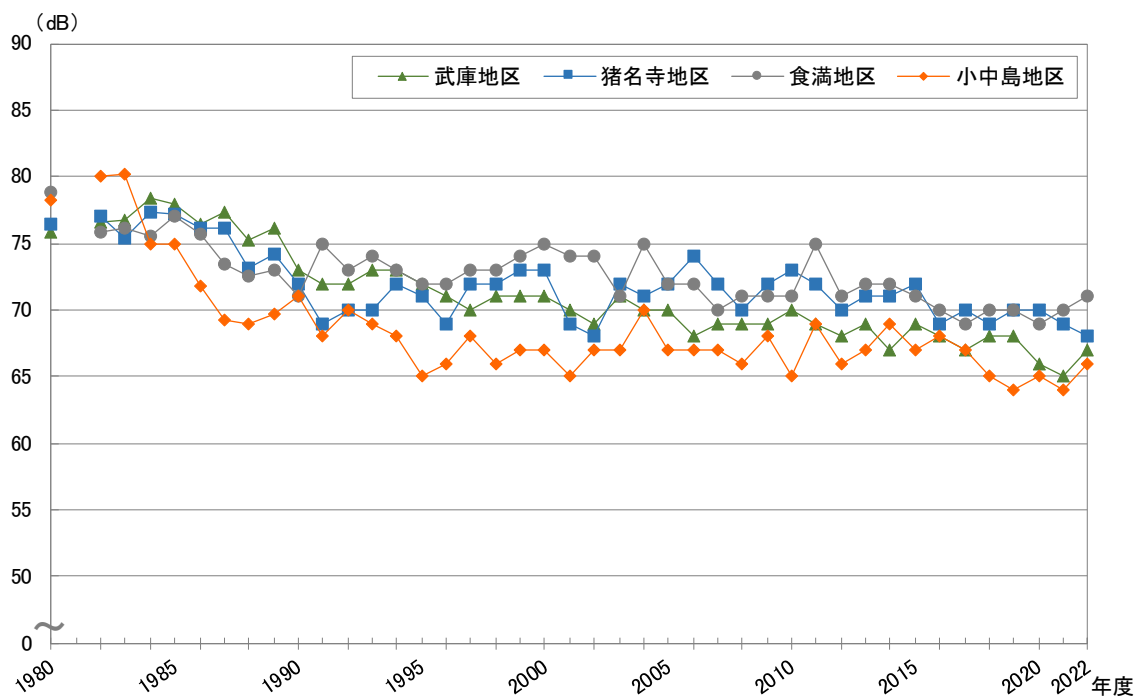
生物化学的酸素要求量 (BOD) (蓬川水系) 75%値

出典・参考：尼崎市環境監視センター報

※75%値とは、年間の日平均値を低い方から順に並べて、75%目に該当する値をいう。

③ 騒音・振動

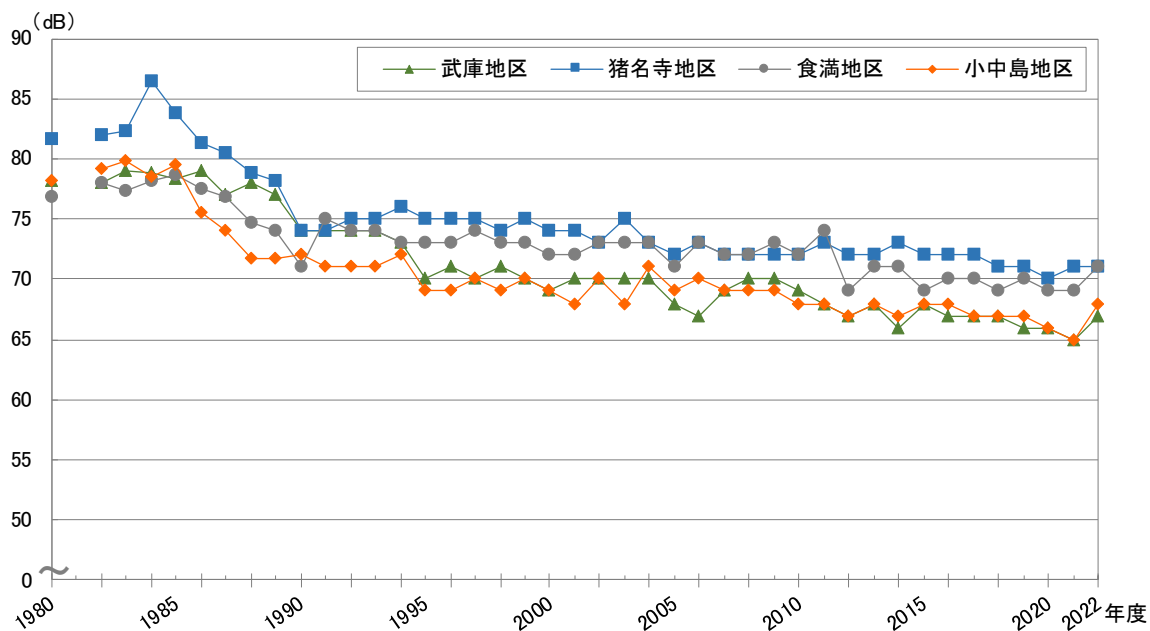
【新幹線騒音・振動】



騒音レベル（上り車側）

出典・参考：尼崎市交通公害調査結果報告書

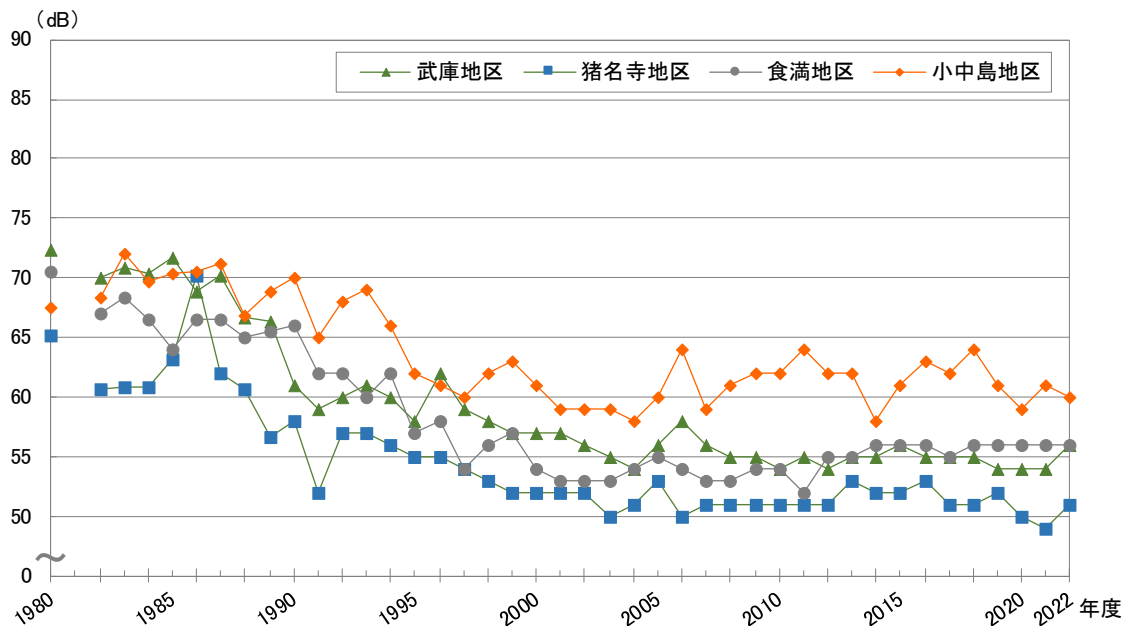
※最寄りの軌道中心から上り線側は 13.5 m、下り線側は 12.5 m地点で測定をした結果。



騒音レベル（下り線側）

出典・参考：尼崎市交通公害調査結果報告書

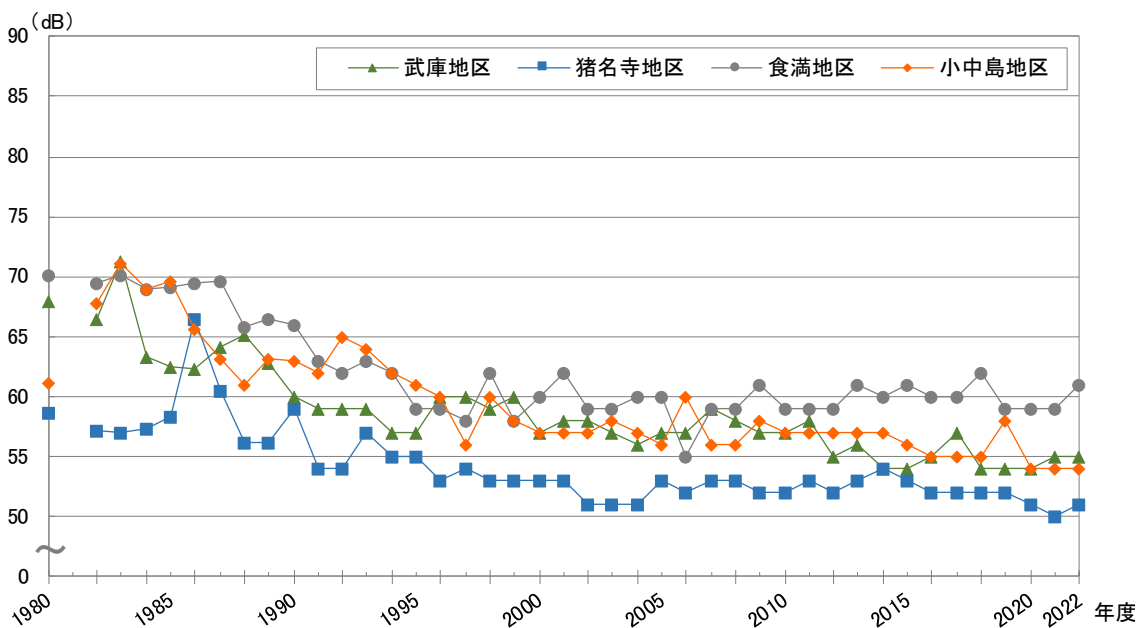
※最寄りの軌道中心から上り線側は 13.5 m、下り線側は 12.5 m地点で測定をした結果。



振動レベル (上り線側)

出典・参考：尼崎市交通公害調査結果報告書

※最寄りの軌道中心から上り線側は 13.5 m、下り線側は 12.5 m地点で測定をした結果。

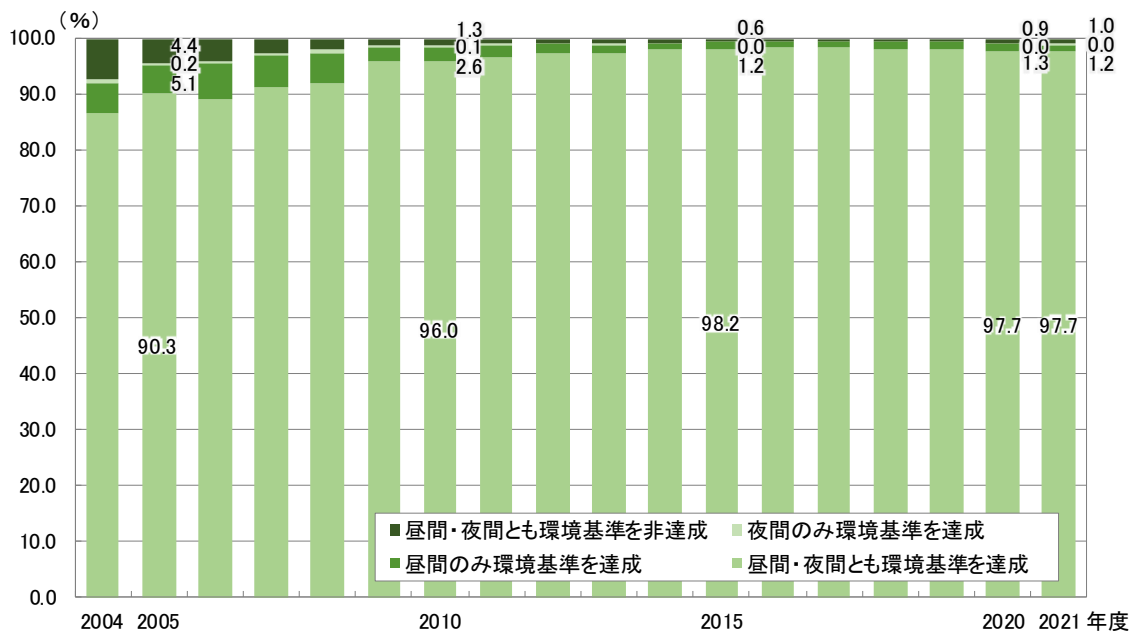


振動レベル (下り線側)

出典・参考：尼崎市交通公害調査結果報告書

※最寄りの軌道中心から上り線側は 13.5 m、下り線側は 12.5 m地点で測定をした結果。

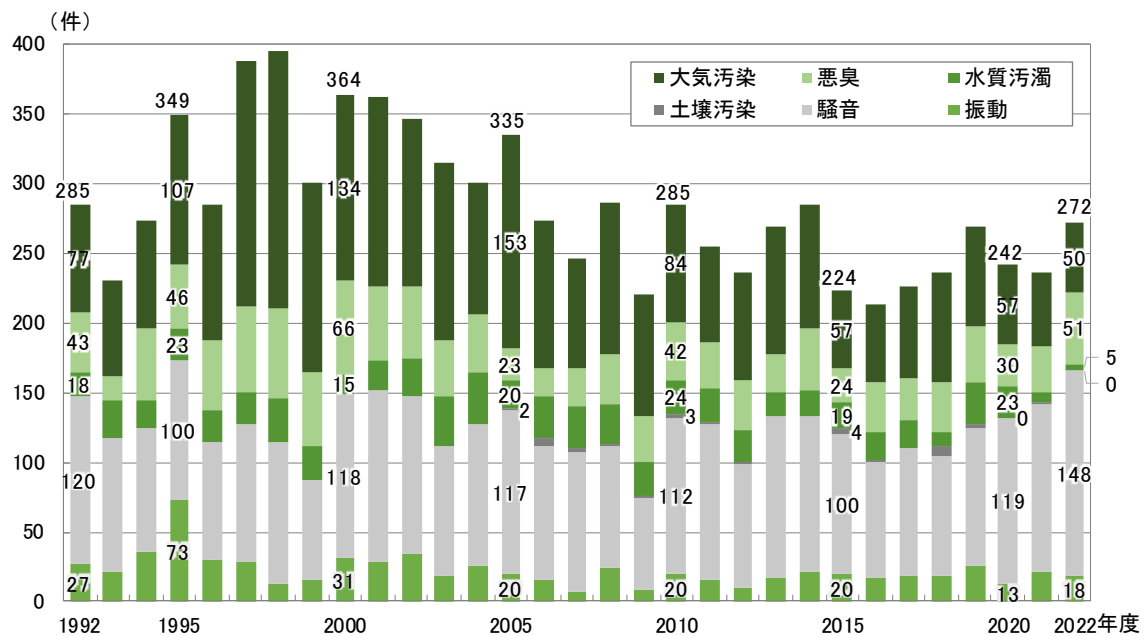
【自動車騒音】



面的評価

出典・参考：尼崎市交通公害調査結果報告書

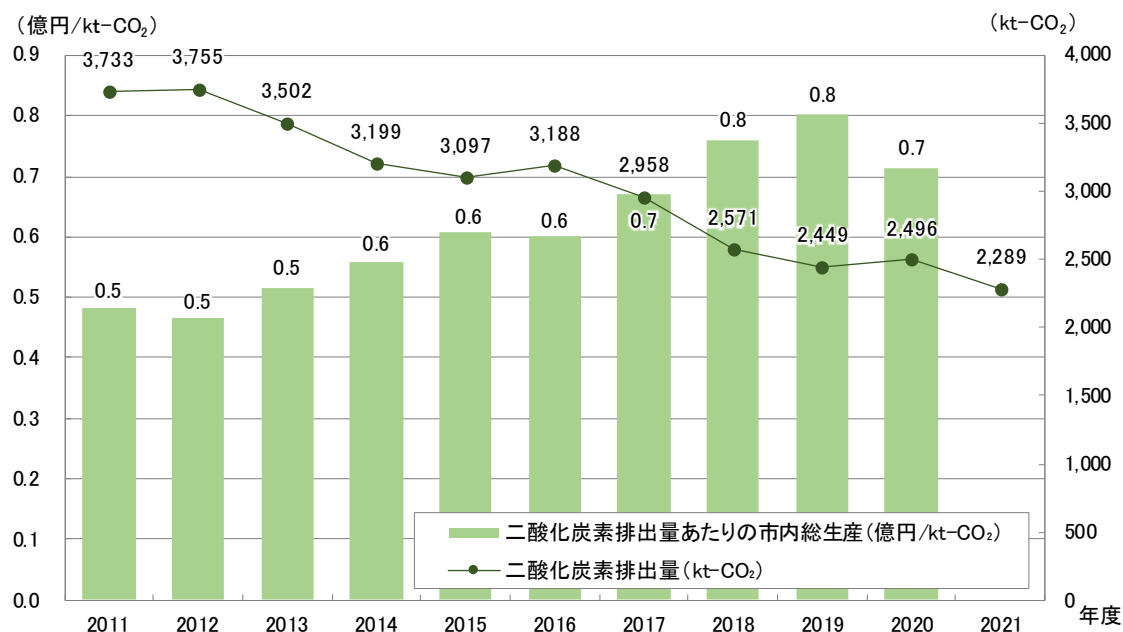
【苦情・相談】



公害に関する苦情・相談

出典・参考：環境基本計画年次報告書、尼崎の環境

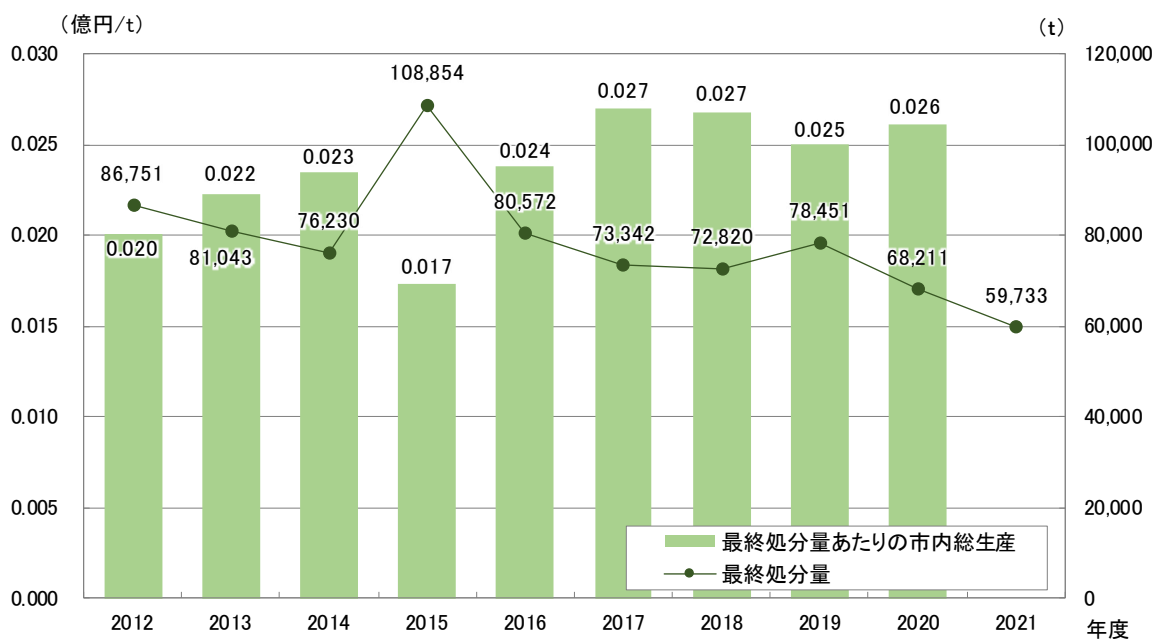
(5) 経済のグリーン化に関する事項



二酸化炭素排出量あたりの市内総生産

グラフ更新予定

出典・参考：市町民経済計算（兵庫県）、尼崎市資料

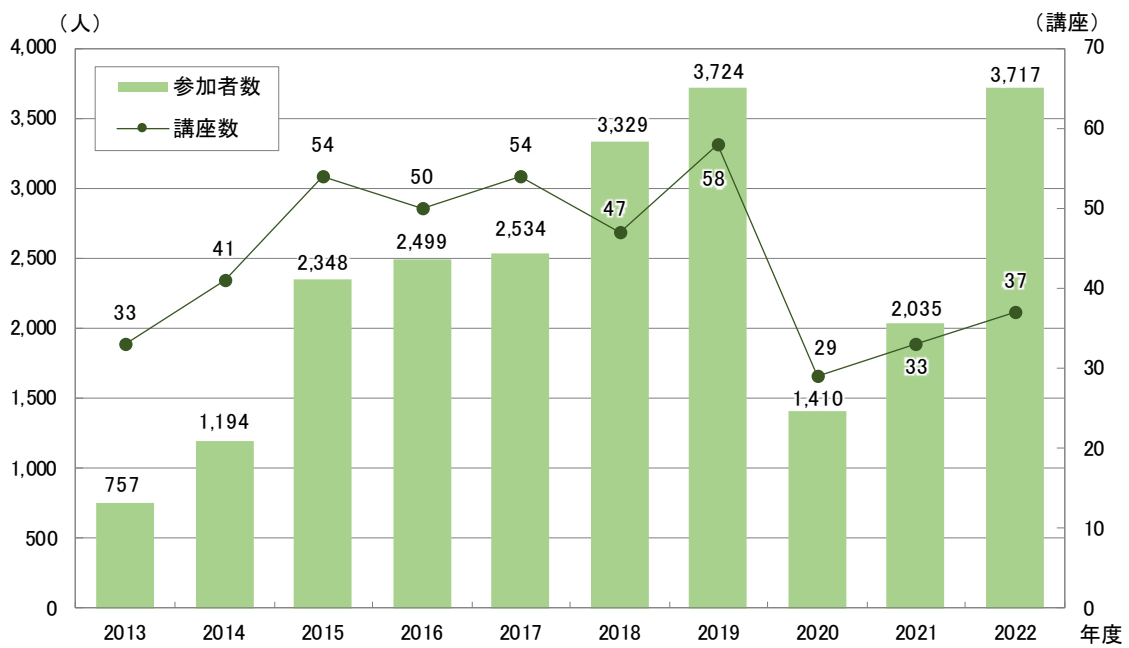


最終処分量あたりの市内総生産

グラフ更新予定

出典・参考：市町民経済計算（兵庫県）、尼崎市資料

(6) 環境意識の向上・行動の輪の拡大に関する事項



あまがさき環境オープンカレッジによる講座・イベントの開催状況

出典・参考：環境基本計画年次報告書

(空白)

尼崎市環境基本計画

編集・発行 尼崎市経済環境局環境部環境創造課

TEL 06-6489-6301 FAX 06-6489-6300
